

(参考)使用場所・用途に応じた鉄鋼スラグ製品に適用する環境安全品質基準(3/4)

(2)含有量

① 鉄鋼スラグ製品の使用場所・用途に応じて適用する環境安全品質基準

* 環告19号:平成15年3月6日環境省告示第19号の略称
「土壌含有量調査に係る測定方法」

* 土対法:土壌汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)の略称

用途	種類	試料の種類	判定基準値	試験方法	(分析項目)	試験頻度	根拠	
道路・ 鉄道用	路盤材 (JIS品及び JIS相当品 (JISA5015:2013))	<環境安全形式検査> 道路用鉄鋼スラグ試料	環境安全品質基準 (土対法含有量基準に示す 値)	JISA5015:2013 附属書D	8項目 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/3年以上	JIS A5015:2013	
		<環境安全受渡検査> 道路用鉄鋼スラグ試料	環境安全受渡検査判定値 (土対法含有量基準に示す 値)	JISA5015:2013 附属書D	5項目 (Pb,Cr(VI),Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	JIS A5015:2013	
	上記以外	出荷製品	土対法含有量基準に示す値	JISA5015:2013 附属書D 又は環告19号	8項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	JIS A5015:2013 採用	
	アスファルト 混合物 (JISA5015:2013))	<環境安全形式検査> 道路用鉄鋼スラグ試料 あるいは 利用機製試料	環境安全品質基準 (土対法含有量基準に示す 値)	JISA5015:2013 附属書D	8項目 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/3年以上	JIS A5015:2013	
		<環境安全受渡検査> 道路用鉄鋼スラグ試料	環境安全受渡検査判定値	JISA5015:2013 附属書D	5項目 (Pb,Cr(VI),Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	JIS A5015:2013	
	上記以外	出荷製品	土対法含有量基準に示す値	JISA5015:2013 附属書D 又は環告19号	8項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	JIS A5015:2013 採用	
その他	出荷製品	土対法含有量基準に示す値	環告19号	8項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	土対法		
コンク リート用 骨材	JIS品及び JIS相当品 (JISA5011- 1.4:2013))	<環境安全形式検査> 高炉スラグ、電気炉酸化する 骨材試料あるいは 利用機製試料	環境安全品質基準 (土対法含有量基準に示す 値)	JISA5011-1.4:2013 附属書C	8項目 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/3年以上	JIS A5011-1.4:2013	
		<環境安全受渡検査> 高炉スラグ、電気炉酸化する 骨材試料	環境安全受渡検査判定値	JISA5011-1.4:2013 附属書C	高炉スラグ:3項目 (Se,F,B) 電気炉酸化するスラグ:5項目 (Pb,Cr(VI),Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	JIS A5011-1.4:2013	
	上記以外	出荷製品	土対法含有量基準に示す値	JISA5011-1.4:2013 附属書C 又は環告19号	8項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	JIS A5011-1.4:2013 採用	
	港湾用途 (JISA5011- 1.4:2013))	<環境安全形式検査> 高炉スラグ、電気炉酸化する 骨材試料あるいは 利用機製試料	-	-	-	-	-	JIS A5011-1.4:2013
		<環境安全受渡検査> 高炉スラグ、電気炉酸化する 骨材試料	-	-	-	-	-	JIS A5011-1.4:2013
	上記以外	出荷製品	-	-	-	-	-	JIS A5011-1.4:2013 採用

出所:「鉄鋼スラグ製品の管理に関するガイドライン」(鉄鋼スラグ協会) <http://www.slg.jp/pdf/guideline20150114.pdf>

(参考)使用場所・用途に応じた鉄鋼スラグ製品に適用する環境安全品質基準(4/4)

用途	種類	試料の種類	判定基準値	試験方法	(分析項目)	試験頻度	根拠
地盤 改良材	水底土砂基準が 適用される用途	出荷製品	-	-	-	-	水底土砂基準
	土壌と区別できる用途	出荷製品	土対法含有量基準に示す値	環告19号	8項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	土対法 採用
	土壌と区別できない用途	出荷製品	土対法含有量基準に示す値	環告19号	8項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	土対法
港湾・海 域工事	水底土砂基準が 適用される用途	出荷製品	-	-	-	-	水底土砂基準
	土壌と区別できる用途	出荷製品	土対法含有量基準に示す値	環告19号	8項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	土対法 採用
	土壌と区別できない用途	出荷製品	土対法含有量基準に示す値	環告19号	8項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	土対法
土木・陸 上工事	土壌と区別できる用途	出荷製品	土対法含有量基準に示す値	環告19号	8項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	土対法 採用
	土壌と区別できない用途	出荷製品	土対法含有量基準に示す値	環告19号	8項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	土対法

② 水和固化体(ブロック・砕石代替)製品の使用場所に応じた適用環境安全品質基準

用途	種類	試料の種類	判定基準値	試験方法	(分析項目)	試験頻度	根拠
全ての 用途	水底土砂基準が 適用される用途	出荷製品	-	-	-	-	水底土砂基準
	土壌と区別できる用途	出荷製品	土対法含有量基準に示す値	JISA5011-1.4:2013 附属書C 又は環告19号	8項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	JIS採用
	土壌と区別できない用途	出荷製品	土対法含有量基準に示す値	環告19号	8項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	土対法

注1) 鉄鋼スラグ製品の使用場所を管轄する自治体が表と違った基準(条令、要綱等)を定めている場合、及び自治体より表と違った内容の指導がある場合はそれに従うこと。

注2) 表に分類のない用途の場合は、鉄鋼スラグ製品の使用場所を管轄する自治体に適用される基準を確認すること。

注3) ここで水和固化体とは、「鉄鋼スラグ水和固化体技術マニュアル 平成20年2月(一般財団法人 沿岸技術研究センター)」に定める仕様を満足するものとする。

注4) 試験頻度は、JIS A5015:2013に拠る。ここで製造ロットとは、工場ごとの製造実施、品質管理実施などに応じて、製造事業者が規定するものとする。

注5) セメント原料・混合材・ロウカール・肥料については、製造工場への納入であり、製造工場との取り決めに従うものとする。

出所:「鉄鋼スラグ製品の管理に関するガイドライン」(鉄鋼スラグ協会) <http://www.slg.jp/pdf/guideline20150114.pdf>

(参考)他の材料と混合調製した状態でそのまま使用される鉄鋼スラグ製品(原料)に適用する環境安全品質基準(1/4)

別紙2 他の材料と混合調製した状態でそのまま使用される鉄鋼スラグ製品(原料)に適用する環境安全品質基準

(1)溶出量

① 他の材料と混合調製した状態でそのまま使用される鉄鋼スラグ製品(原料)の使用場所・用途に応じて適用する環境安全品質基準

- * 環告46号:平成3年8月23日環境庁告示第46号の略称
「土壌の汚染に係る環境基準について」
- * 環告14号:昭和48年2月17日環境庁告示第14号の略称
「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」

用途	種類	試料の種類	判定基準値	試験方法	(分析項目)	試験頻度	根拠
道路・ 鉄道用	路盤材	JIS品及びJIS相当品以外 混合前の鉄鋼スラグ	土壌環境基準に示す値	JISA5015:2013 附属書D (利用有姿) 又は 環告46号	8項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	JIS A5015:2013 採用
	アスファルト 混合物	JIS品及びJIS相当品以外 混合前の鉄鋼スラグ	土壌環境基準に示す値	JISA5015:2013 附属書D (利用有姿) 又は 環告46号	8項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	JIS A5015:2013 採用
	その他	混合前の鉄鋼スラグ	土壌環境基準に示す値	環告46号	8項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	土壌環境基準
地盤 改良材	水底土砂基準が 適用される用途	混合前の鉄鋼スラグ	水底土砂基準に示す値	環告14号	7項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F)	1回/製造ロット (1回/月以上)	水底土砂基準
	土壌と区別できる用途	混合前の鉄鋼スラグ	土壌環境基準に示す値	環告46号	8項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	土壌環境基準 採用
	土壌と区別できない用途	混合前の鉄鋼スラグ	土壌環境基準に示す値	環告46号	8項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	土壌環境基準
港湾・海 域工事	水底土砂基準が 適用される用途	混合前の鉄鋼スラグ	水底土砂基準に示す値	環告14号	7項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F)	1回/製造ロット (1回/月以上)	水底土砂基準
	土壌と区別できる用途	混合前の鉄鋼スラグ	土壌環境基準に示す値	環告46号	8項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	土壌環境基準 採用
	土壌と区別できない用途	混合前の鉄鋼スラグ	土壌環境基準に示す値	環告46号	8項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	土壌環境基準
土木・陸 上工事	土壌と区別できる用途	混合前の鉄鋼スラグ	土壌環境基準に示す値	環告46号	8項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	土壌環境基準 採用
	土壌と区別できない用途	混合前の鉄鋼スラグ	土壌環境基準に示す値	環告46号	8項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	土壌環境基準

出所:「鉄鋼スラグ製品の管理に関するガイドライン」(鉄鋼スラグ協会) <http://www.slg.jp/pdf/guideline20150114.pdf>

(参考)他の材料と混合調製した状態でそのまま使用される鉄鋼スラグ製品(原料)に適用する環境安全品質基準(2/4)

② 他の材料と混合した状態でそのまま使用される水和固化体(原料)の使用場所に応じた適用環境安全品質基準

用途	種類	試料の種類	判定基準値	試験方法	(分析項目)	試験頻度	根拠
全ての 用途	水底土砂基準が 適用される用途	混合前の水和固化体	水底土砂基準に示す値	環告14号	7項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F)	1回/製造ロット (1回/月以上)	水底土砂基準
	土壌と区別できる用途	混合前の水和固化体	土壌環境基準に示す値	JISA5011-1:4:2013 附属書C (利用有姿) 又は 環告46号	8項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	JIS採用
	土壌と区別できない用途	混合前の水和固化体	土壌環境基準に示す値	環告46号	8項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	土壌環境基準

* 上表の鉄鋼スラグで他の材料と混合調製した状態でそのまま使用される製品については、混合前の鉄鋼スラグにおいて上表の環境安全品質基準を満たすこととする。

また、本基準は、混合調製に関する公的規格等がない間の予防的措置として規定する。

注1)鉄鋼スラグ製品の使用場所を管轄する自治体が表と違った基準(条令、要綱等)を定めている場合、及び自治体より表と違った内容の指導がある場合はそれに従うこと。

注2)表に分類のない用途の場合は、鉄鋼スラグ製品の使用場所を管轄する自治体に適用される基準を確認すること。

注3)ここで水和固化体とは、「鉄鋼スラグ水和固化体技術マニュアル 平成20年2月(一般財団法人 沿岸技術研究センター)」に定める仕様を満足するものとする。

注4)試験頻度は、JIS A5015:2013に拠る。ここで製造ロットとは、工場ごとの製造実施、品質管理実施などに応じて、製造事業者が規定するものとする。

注5)セメント原料/混合材・ロックウール・肥料については、製造工場への納入であり、製造工場との取り決めに従うものとする。

(参考)他の材料と混合調製した状態でそのまま使用される鉄鋼スラグ製品(原料)に適用する環境安全品質基準(3/4)

(2)含有量

① 他の材料と混合調製した状態でそのまま使用される鉄鋼スラグ製品(原料)の使用場所・用途に応じて適用する環境安全品質基準

* 環告19号:平成15年3月6日環境省告示第19号の略称

「土壌含有量調査に係る測定方法」

* 土対法:土壌汚染対策法(平成14年5月29日法律第53号)の略称

用途	種類	試料の種類	判定基準値	試験方法	(分析項目)	試験頻度	根拠	
道路・鉄道用	路盤材	JIS品及びJIS相当品以外	混合前の鉄鋼スラグ	土対法含有量基準に示す値	JISA5015:2013 附属書D 又は環告19号	8項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	JIS A5015:2013 援用
	アスファルト混合物	JIS品及びJIS相当品以外	混合前の鉄鋼スラグ	土対法含有量基準に示す値	JISA5015:2013 附属書D 又は環告19号	8項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	JIS A5015:2013 援用
	その他		混合前の鉄鋼スラグ	土対法含有量基準に示す値	環告19号	8項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	土対法
地盤改良材	水底土砂基準が適用される用途		混合前の鉄鋼スラグ	—	—	—	—	水底土砂基準
	土壌と区別できる用途		混合前の鉄鋼スラグ	土対法含有量基準に示す値	環告19号	8項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	土対法 援用
	土壌と区別できない用途		混合前の鉄鋼スラグ	土対法含有量基準に示す値	環告19号	8項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	土対法
港湾・海域工事	水底土砂基準が適用される用途		混合前の鉄鋼スラグ	—	—	—	—	水底土砂基準
	土壌と区別できる用途		混合前の鉄鋼スラグ	土対法含有量基準に示す値	環告19号	8項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	土対法 援用
	土壌と区別できない用途		混合前の鉄鋼スラグ	土対法含有量基準に示す値	環告19号	8項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	土対法
土木・陸上工事	土壌と区別できる用途		混合前の鉄鋼スラグ	土対法含有量基準に示す値	環告19号	8項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	土対法 援用
	土壌と区別できない用途		混合前の鉄鋼スラグ	土対法含有量基準に示す値	環告19号	8項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	土対法

出所:「鉄鋼スラグ製品の管理に関するガイドライン」(鉄鋼スラグ協会) <http://www.slg.jp/pdf/guideline20150114.pdf>

(参考)他の材料と混合調製した状態でそのまま使用される鉄鋼スラグ製品(原料)に適用する環境安全品質基準(4/4)

② 他の材料と混合した状態でそのまま使用される水和固化体(原料)の使用場所に応じた適用環境安全品質基準

用途	種類	試料の種類	判定基準値	試験方法	(分析項目)	試験頻度	根拠	
全ての用途	水底土砂基準が適用される用途		混合前の水和固化体	—	—	—	—	水底土砂基準
	土壌と区別できる用途		混合前の水和固化体	土対法含有量基準に示す値	JISA5011-1.4:2013 附属書C 又は環告19号	8項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	JIS援用
	土壌と区別できない用途		混合前の水和固化体	土対法含有量基準に示す値	環告19号	8項目以上 (Cd,Pb,Cr(VI),As,Hg,Se,F,B)	1回/製造ロット (1回/月以上)	土対法

* 上表の鉄鋼スラグで他の材料と混合調製した状態でそのまま使用される製品については、混合前の鉄鋼スラグにおいて上表の環境安全品質基準を満たすこととする。

また、本基準は、混合調製に関する公的規格等がない間の予防的措置として規定する。

注1) 鉄鋼スラグ製品の使用場所を管轄する自治体が表と違った基準(条令、要綱等)を定めている場合、及び自治体より表と違った内容の指導がある場合はそれに従うこと。

注2) 表に分類のない用途の場合は、鉄鋼スラグ製品の使用場所を管轄する自治体に適用される基準を確認すること。

注3) ここで水和固化体とは、「鉄鋼スラグ水和固化体技術マニュアル 平成20年2月(一般財団法人 沿岸技術研究センター)」に定める仕様を満足するものとする。

注4) 試験頻度は、JIS A5015:2013に拠る。ここで製造ロットとは、工場ごとの製造実態、品質管理実態などに応じて、製造事業者が規定するものとする。

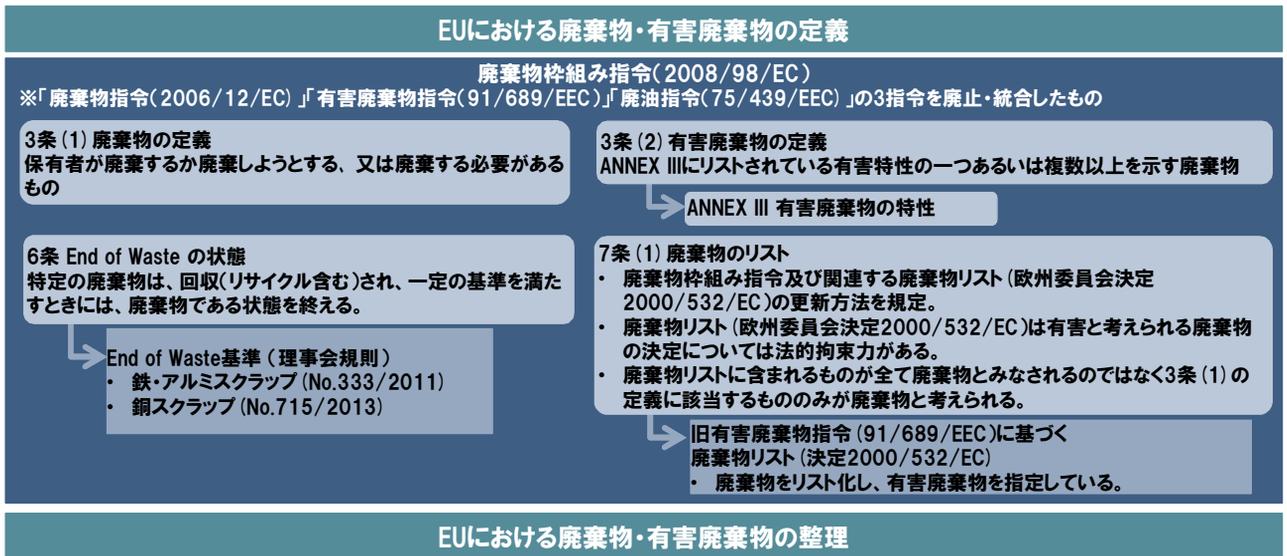
注5) セメント原料/混材材・ロックウール・肥料については、製造工場への納入であり、製造工場との取り決めに従うものとする。

出所:「鉄鋼スラグ製品の管理に関するガイドライン」(鉄鋼スラグ協会) <http://www.slg.jp/pdf/guideline20150114.pdf>

我が国とEUのバーゼル条約及び OECD決定の実施状況の比較

①EUの廃棄物運搬に係る法制度の概要

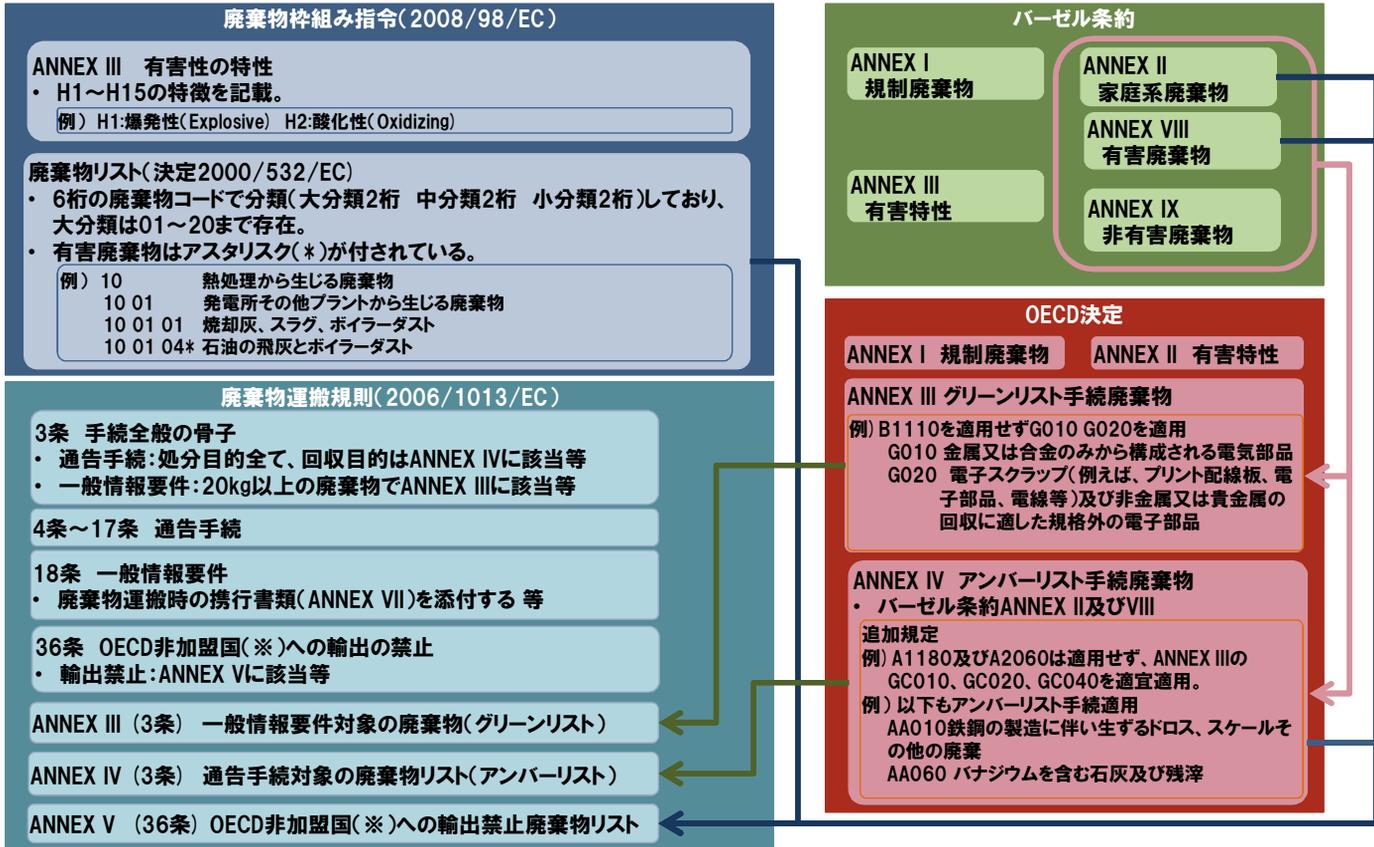
EU(加盟28カ国)の廃棄物輸出入に関する制度体系(廃棄物／有害廃棄物の定義)



廃棄物(廃棄物枠組み指令3条(1))	
廃棄物リスト(決定2000/532/EC)	
非有害廃棄物(*がついていない)	有害廃棄物(*がついている)
例) 10 01 01 焼却灰、スラグ、ボイラーダスト 10 01 02 石炭の飛灰 ...	例) 10 01 04* 石油の飛灰とボイラーダスト 10 01 09* 硫酸 ...

→ 欧州では、廃棄物枠組み指令によって「廃棄物」「有害廃棄物」を定義している。また、欧州委員会が決定した廃棄物リストが存在し、廃棄物をリスト化するとともに、有害廃棄物を指定している(有害廃棄物の場合は廃棄物コードに*を付与)。

EUの廃棄物輸出入に関する制度体系(国際条約とEU法令の関係)



※欧州自由貿易連合(EFTA)に加盟するOECD非加盟国(リヒテンシュタイン)を除く。以下同様。

EUの廃棄物輸出入に関する制度体系(廃棄物運搬規則: 必要な手続の整理)

廃棄物運搬規則 <概要>

- 正式名称: 廃棄物の運搬に関する2006年6月14日の欧州議会・閣僚理事会規則(仮訳)。番号はRegulation (EC)1013/2006。
- EU加盟国同士の廃棄物の越境移動に対する規制を定めるとともに、それを基礎としてEU域外との間の越境移動についても規制している。各加盟国はこの規則が直接適用されるが、細目は各加盟国が独自に立法。

廃棄物運搬規則 <廃棄物運搬規則の廃棄物リストの関係>

ANNEX III (3条)
一般情報要件対象の廃棄物(グリーンリスト)

ANNEX IIIA (3条)
ANNEX III掲載の2以上の廃棄物混合物

ANNEX IIIB (3条)
OECD決定のグリーンリスト掲載を待つ廃棄物

ANNEX IV (3条)
通告手続対象の廃棄物リスト(アンバーリスト)

ANNEX V (36条)
非OECD国への輸出が禁止される廃棄物リスト(レッドリスト)

ANNEXに分類されない廃棄物及び混合廃棄物

EUの廃棄物輸出入に関する制度体系(廃棄物運搬規則: 必要な手続の整理)

廃棄物運搬規則 <目的×輸送×対象国(非EU)×廃棄物リストに基づく手続判断表>

- EUの廃棄物運搬規則では、処分目的での廃棄物の輸出入は、EU域内への輸入はバーゼル条約に基づく事前通告等の手続を経れば可能な一方、域外への輸出は禁止されている。
- リサイクル目的での輸出入は、EU域内への輸入手続はどの国からのものであっても共通。一方、輸出については、OECD決定を踏まえ、輸出先国のOECDへの加盟の有無に応じて規制を変えている。輸出規制は、OECD非加盟国向け輸出の方が厳しい。

目的	輸送	対象国	グリーンリスト	アンバーリスト	レッドリスト	その他
処分	輸入	全て	通告手続	通告手続	通告手続	通告手続
	輸出	全て	禁止	禁止	禁止	禁止
回収 (リサイクル)	輸入	全て	一般情報要件※	通告手続	通告手続	通告手続
	輸出	OECD加盟国	一般情報要件	通告手続	通告手続	通告手続
		OECD非加盟国	相手国要請手続	通告手続	禁止	通告手続

※一般情報要件については、次スライド参照

EUの廃棄物輸出入に関する制度体系(電子部品スクラップ輸入/事前同意回収施設)

OECD非加盟国からEUに電子部品スクラップを輸入する場合の判断

廃棄物運搬規則(2006/1013/EC)

第45条 OECD非加盟国からのリサイクル目的の廃棄物輸入
 ・ 第42条→第3条及び第18条を適用。

第18条 一般情報要件

- ・ 廃棄物運搬時の携行書類を添付しなければならない。携行書類には輸送手配者、回収施設、荷受人の署名が必要。
- ・ 運搬手配者と荷受人が締結する契約は、運搬開始時から有効なものとする。意図しない輸送、不法輸出、輸送手配者等が輸送・回収を完了できない場合、荷受人が引取り/回収/保管する責任を負う。管轄当局の求めに応じて契約書の写しを提示する。

OECD決定 ANNEX III グリーンリスト手続廃棄物

第1部

- ・ バーゼル条約のB1110は適用せず、代わりに第2部にあるOECDのGC010及びGC020を適用するものとする。

B1110 電気部品及び電子部品 (一部抜粋)

金属又は合金のみから成る電子部品電気部品及び電子部品(印刷回路基盤を含む。)の廃棄物又はそのくずで、A表に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、陰極線管その他の活性化ガラス及びPCBコンデンサー等を構成物として含まないもの、附属書IIIに掲げる特性のいずれかを有する程度に附属書Iの成分(例えば、カドミウム、水銀、鉛、ポリ塩化ビフェニル)により汚染されていないもの又は附属書IIIに掲げる特性のいずれも有しない程度にこれを除去したもの

第2部

- GC010 金属または合金のみから構成される電気部品
- GC020 電子スクラップ(例えば、プリント配線板、電子部品、電線等)および非金属または貴金属の回収に適した規格外の電子部品

OECD非加盟国からのグリーンリスト対象廃棄物の輸入は一般情報要件の対象

電子部品スクラップはグリーンリスト対象

- ・ 欧州では、OECD非加盟国からの廃棄物のリサイクル目的での輸入についても、原則として欧州内の廃棄物運搬と同じルールが適用される。**グリーンリスト対象廃棄物の輸入には一般情報要件が適用される。**
- ・ 電子部品スクラップはOECD理事会決定のグリーンリスト対象廃棄物であり欧州の廃棄物運搬規則もこれを引用している。
- ・ 結果として、OECD非加盟国からの電子部品スクラップの輸入は、手続が容易な一般情報要件が適用されている。

OECD理事会決定に基づく「事前同意された回収施設」の適用状況

廃棄物輸送規則(2006/1013/EC)

第14条 事前同意された回収施設

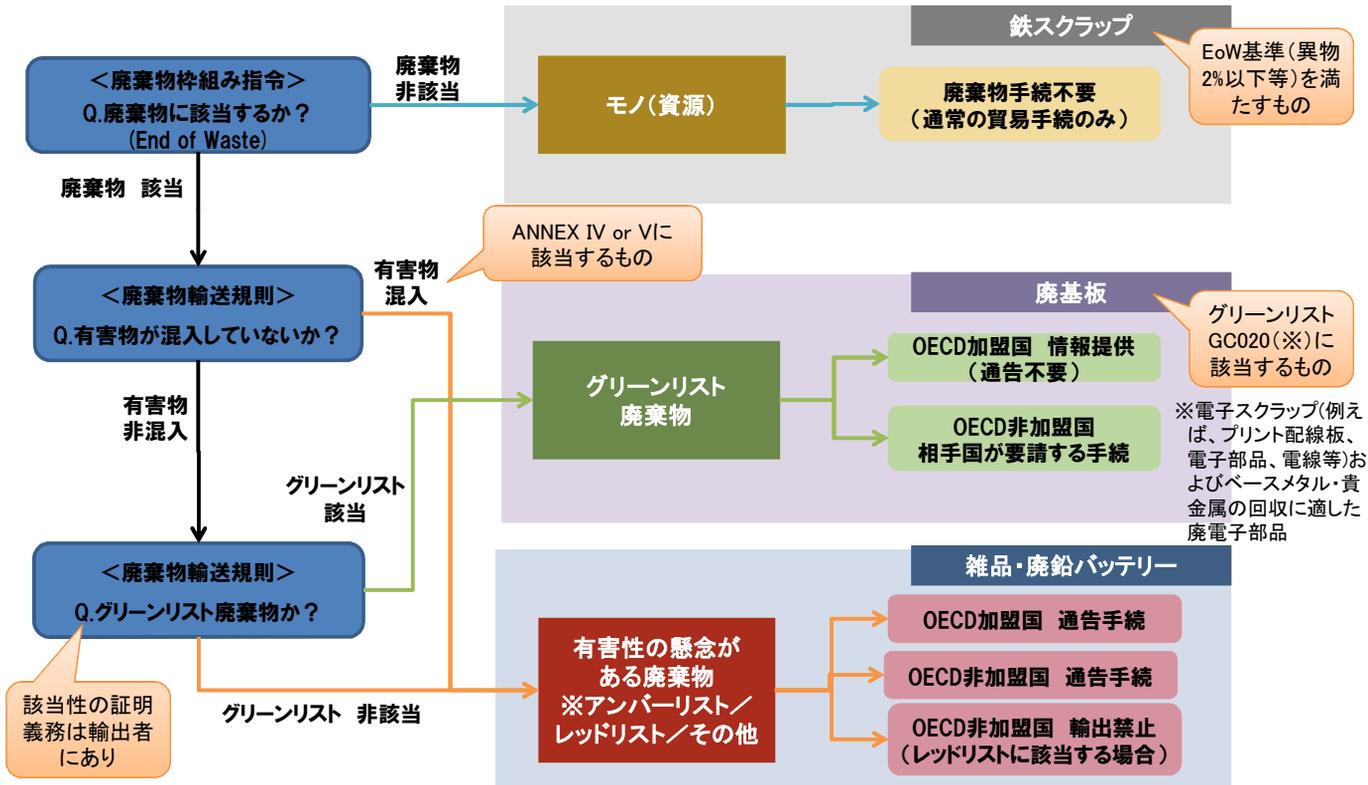
- ・ **包括的通告の有効期限が最長3年**
- ・ 目的地国からの回答期限が7日

ドイツ・ベルギーにおけるGC020の事前同意回収施設

- ・ Umicore nv (ベルギー), Aurubis AG, WRC World Resources Company GmbH, Heraeus Precious Metals GmbH & Co KG (ドイツ)

※OECD非加盟国に対しては適用されない。

EUの金属スクラップ輸出時の判断基準・フロー(例)



EUの廃棄物輸出入に関する制度体系(End of Waste規則)

欧州廃棄物枠組み指令におけるEnd of Waste規定

- 廃棄物枠組み指令(2008/98/EC)第6条は、廃棄物がEnd of Wasteの状態となる条件を以下の通り提示。
 - 一般的に特定の目的に使用されるもの
 - 市場または需要があるもの
 - 技術的な要求を満たすもの
 - 使用することにより環境や健康への影響を及ぼさないもの

欧州廃棄物枠組み指令に基づくEnd of Waste規則

- 廃棄物枠組み指令に基づき、理事会規則において鉄スクラップ・アルミスクラップ(理事会規則333/2011)、銅スクラップ(715/2013)のEnd of Wasteクライテリアが規定。クライテリアの共通項の概要は以下の通り。
 - > 品質
 - ✓ ユーザー仕様等に従ったグレードとなっていること
 - ✓ 異物(他の金属や非金属、残渣等)が重量比で一定比率以下であること。
 - ✓ 過度の金属酸化物、油、放射性物質、有害物質等を含まないこと。
 - > 処理プロセス・技術
 - ✓ 鉄・非鉄・非金属等との分離が適切になされていること
 - ✓ 最終ユーザーへ直接インプットするために必要な物理的処理がされていること
 - ✓ WEEEやELVIに由来する資源はWEEE指令・ELVI指令に定める方法に基づき処理されていること*
 - > 回収工程のインプットとして使用されること

※WEEE指令に定める方法に基づく処理について

- WEEE指令第8条はWEEEの適正な処理について規定し、CENELECに対して、再生、リサイクル、再使用の準備を含むWEEEの処理基準の作成を要請。
- CENELECは EN 50625 を策定し、WEEEの収集、運搬、および処理に関する要求事項を規定。EN50625は、処理業者に対して、引き受けたWEEEの出所や、End of Wasteに到達/処理・処分が完了するまでのWEEEの川下における処理、搬出破砕物の組成等のデータを記録することを要請し、WEEE処理のトレーサビリティの確保を求めている。

- End of Wasteのクライテリアでは、ものの使用目的、需要、特性、環境・健康影響が考慮されているが、有価性については言及されていない。
- クライテリアを満たすような処理がされていることのトレーサビリティを確保することも求められている。特にWEEEやELVIに由来する資源は関連指令の指定する処理方法のトレーサビリティの確保が求められている。

②我が国とEUのバーゼル条約及び OECD決定の実施状況の比較

規制対象の範囲(「廃棄物」の定義等)

バーゼル条約の規定

- 「有害廃棄物」及び「他の廃棄物」の越境移動が主たる規制対象。
- 「廃棄物」とは、「処分がされ、処分が意図され又は国内法の規定により処分が義務づけられている物質又は物体」(第2条1)。(「処分」には、焼却、埋立て等の狭義の処分のほか、リサイクル等の再生も含まれる。)
- 「有害廃棄物」とは、附属書Ⅰに掲げるいずれかの分類に属する廃棄物のうち、附属書Ⅲに掲げる有害特性のいずれかを有するもの(後に附属書Ⅷ及び附属書Ⅸで具体化)。各国が独自に追加することも(第1条1)。
- 「他の廃棄物」とは、有害ではないが、附属書Ⅱに掲げるいずれかの分類に属する廃棄物と定義(第1条2)。具体的には家庭から収集される廃棄物等が該当。
- これらの越境移動に際しては、「事前の通告及び同意」手続が必要となる。

OECD理事会決定の規定

- 「有害廃棄物」を包含する「廃棄物」の再生目的での越境移動が主たる規制対象。
- 「廃棄物」、「有害廃棄物」の定義はバーゼル条約と同様(第Ⅱ章A)。
- 「有害廃棄物」に該当しうる廃棄物をグリーンリスト及びアンバーリストに分類。後者の越境移動には「事前の通告・同意」手続が必要だが、前者は不要とする(第Ⅱ章B(2)、C及びD)。

EU規則等の規定

- 「有害廃棄物」を包含する「廃棄物」の越境移動が主たる規制対象。
- 「廃棄物」及び「有害廃棄物」の定義はバーゼル条約と同様(第2条第1号及び第2号)。
- 廃棄物の①発生地、②用途、③輸送経路、④種類、⑤輸入国での取扱いに応じて、輸出入禁止、「事前の通告及び同意」手続、緩和された手続等を対象に振り分け(第1条、第3条)。
- 輸出国と輸入国との間で、ある物が廃棄物に該当するか否かで合意できない場合には、規則の適用上は廃棄物とみなすと規定(第28条)。

我が国制度の現状

- バーゼル法は、「**特定有害廃棄物等**」の**越境移動**が主な規制対象。
- 「特定有害廃棄物等」は、バーゼル条約の「有害廃棄物」及び「他の廃棄物」を包含する概念。具体的には、
 - ・ 越境移動の対象となるバーゼル条約上の「廃棄物」のうち、バーゼル条約附属書Ⅰに掲げるいずれかの分類に属する物であって、バーゼル条約附属書Ⅲに掲げる有害特性のいずれかを有するもの(詳細は告示で規定)
 - ・ 越境移動の対象となるバーゼル条約上の「廃棄物」のうち、有害ではないが、バーゼル条約附属書Ⅱに掲げるいずれかの分類に属する物(第1条2)。具体的には家庭から収集される廃棄物等が該当。
 - ・ バーゼル条約上の「有害廃棄物」として我が国が独自に規制する物(これまで指定なし)及び他のバーゼル条約締約国が独自に規制する物(具体の対象は環境省令で指定することとされているが、これまで未制定)
 - ・ OECD理事会決定に基づき規制を行うことが必要とされている物(政令及びその委任を受けた環境省令で指定)
- 廃棄物処理法は、「**廃棄物**」の**越境移動**のみならず、**収集、運搬及び処分**(リサイクルを含む。)も規制。
- 廃棄物処理法上の「廃棄物」とは、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの(放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。))」。
- ある物が「廃棄物」に該当するか否かは、①物の性状(環境基準等への適合状況等)、②排出の状況(排出前や排出時における品質の管理等)、③通常の見取り形態(廃棄物処理事例の有無等)、④取引価値の有無(処理料金に相当する金品の授受等)、⑤占有者の意思等を総合的に勘案して判断することとされている(総合判断説)。
- 我が国の「特定有害廃棄物等」及び「廃棄物」の範囲は、いずれもバーゼル条約、OECD決定及びEU規則の「廃棄物」よりも狭い。

規制対象の範囲(混合廃棄物等)

バーゼル条約の規定

- 特段の規定なし。

OECD理事会決定の規定

- 2種類以上の廃棄物を意図的又は非意図的に混合した結果生ずる廃棄物を「混合廃棄物」と定義。
- グリーンリスト廃棄物同士の混合物はグリーンリスト廃棄物として扱われ、「事前の通告及び同意の手続」は不要。
- ただし、環境保全上適正なリサイクルが阻害される程度にまで他の物質によって汚染されている場合には、グリーンリスト廃棄物であっても「事前の通告及び同意」手続を要する(第Ⅱ章C)。
- アンバーリスト廃棄物同士の混合物やグリーンリスト廃棄物とアンバーリスト廃棄物との混合物は、相当量のアンバーリスト廃棄物を含む場合、アンバーリスト廃棄物として扱われ、「事前の通告及び同意の手続」が必要(第Ⅱ章B(8))。

EU規則等の規定

- 混合廃棄物の考え方はOECD理事会決定と同様(第3条第1項)。
- なお、EU域内での廃棄物の取扱いを定めた廃棄物枠組指令という別の法令では、有害廃棄物をそれ以外の廃棄物と混合してはならない旨が規定(廃棄物枠組指令第18条)。

我が国制度の現状

- バーゼル法の下では、OECD理事会決定における混合廃棄物に相当する概念は導入されていない。
- 廃棄物処理法における廃棄物該当性は、有害性のみに基づき判断することが難しい。

「事前の通告及び同意」の手續(個別的通告及び包括的通告)

バーゼル条約の規定

- 本手續対象物(有害廃棄物及び他の廃棄物)の輸出に先立ち、輸出者又は輸出国は、輸入国及び通過国にその旨を通告(第6条1)。1回限りの輸出に係る「個別的通告」のほか、同一の物理的・化学的特性を有する本手續対象物が同一経路で運搬され同一の処分者において複数回処分される場合には「包括的通告」も可能。後者に係る同意の期間は最長1年(第6条6~8)。
- 輸入国は、通告をした者に対し、無条件同意、条件付き同意、拒否、追加情報要求のいずれかを回答(第6条2)。通過国は受領通知から60日以内に回答(第6条4)。
- 輸出国は、輸入国及び通過国が同意しないときは当該輸出を許可しない(第6条3)。

OECD理事会決定の規定

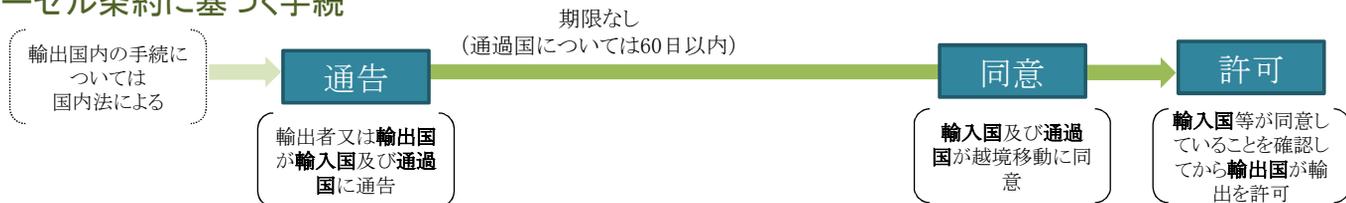
- 本手續対象物(アンバーリスト廃棄物)の輸出に先立ち、輸出者又は輸出国は、輸入国及び通過国にその旨を通告(第II章D(2)ケース1(a))。バーゼル条約の規定と同様に「個別的通告」のほか「包括的通告」の制度が存在(同(m))。
- 輸入国は、不備のない通告を受け取ってから3就業日以内に受領通知を行う(同(c))。
- 受領通知後、全ての関係国(輸出国、輸入国及び通過国)が同意した場合に限って越境移動を行うことができるが、受領通知から30日以内に拒否しなかった国については、同意したものとみなす(黙示の同意)。同意の期間は最長1年(同(d)~(i))。

EU規則等の規定

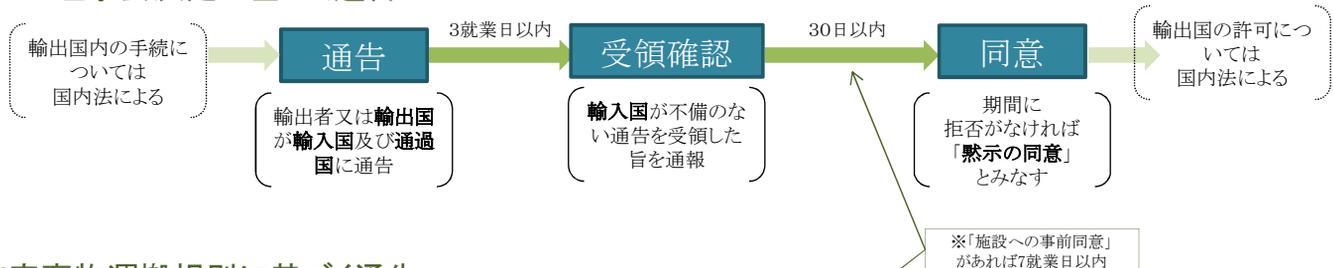
- 本手續対象物(アンバーリスト廃棄物)のEU域内での越境移動に係る「事前の通告及び同意」手續は、OECD理事会決定とほぼ同様に規定(第4条、第7条から第14条まで等)。
- EU域外との越境移動についても、ほぼ同様の手續を適用するが、相手国に応じて、環境上適正な管理の要件など、部分的に例外を規定(第31条、第32条、第34条から第38条まで)。

(参考)バーゼル条約等とEU規則における「事前の通告及び同意」の手續の比較

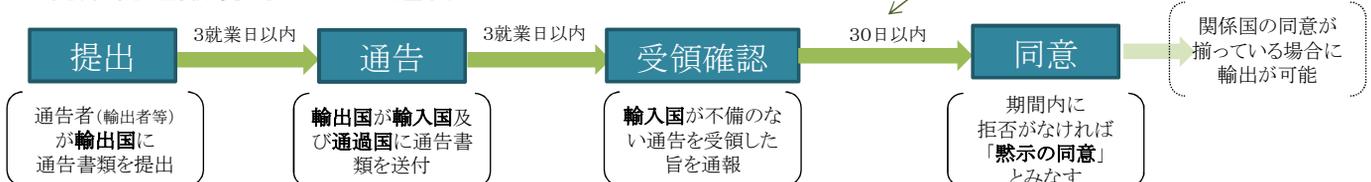
バーゼル条約に基づく手續



OECD理事会決定に基づく通告



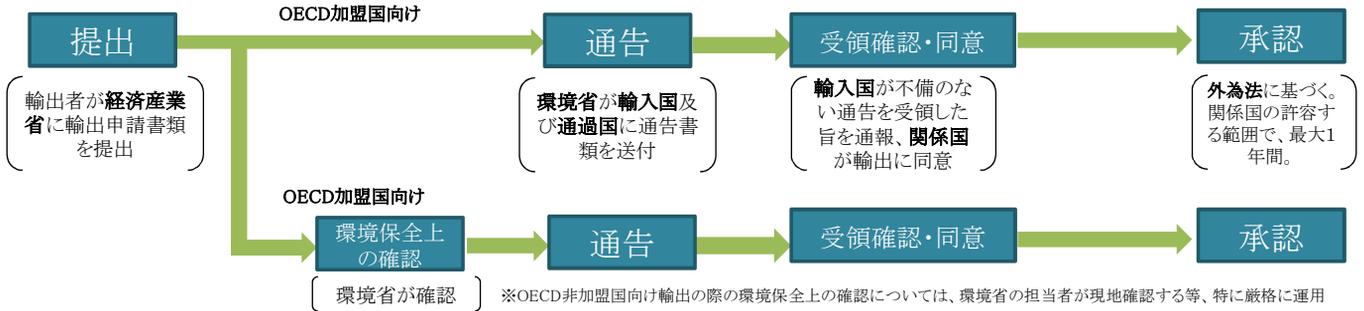
EU廃棄物運搬規則に基づく通告



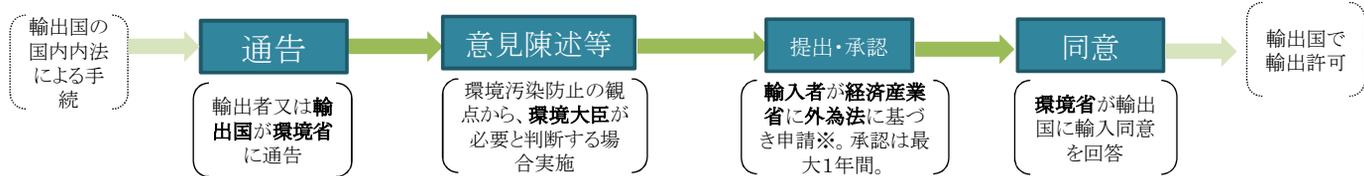
我が国制度の現状

- バーゼル条約に基づく事前の通告及び同意に係る手続は、バーゼル法に基づき実施。
- 同法の枠組みの下では、輸出入の承認は外為法に基づき経済産業大臣が実施。海外の当局との通告・回答の授受等は、環境大臣が行うこととされている。
- 輸出・輸入のそれぞれにおける手続の流れは次のとおり。

バーゼル法に基づく輸出手続



バーゼル法に基づく輸入手続



※外為法に基づく輸入承認申請は、環境大臣の意見陳述等の前に行われてよいこととされている。

「事前の通告及び同意」の手続(施設に係る事前同意)

バーゼル条約の規定

- 特段の規定なし。

OECD理事会決定の規定

- 輸入国が国内の特定の再生施設に向けた特定の種類の廃棄物の越境移動について「事前同意」を行うておくことにより、通告手続を迅速化する制度が存在。
- 輸入国による「事前同意」は期限付きで行うことができ、また、いつでも取り消せる。
- 該当する施設への該当する廃棄物の越境移動について事前通告があった場合、輸出国は及び通過国は、輸入国による受領通知から7就業日以内に拒否しなければ同意したものとみなされる(黙示の同意)。
- 個別的通告に係る同意の有効期間は1年以内、包括的通告に係る同意の有効期間は3年以内(第II章D(2)ケース2)。

EU規則等の規定

- EU域内での越境移動については、OECD理事会決定とほぼ同様に規定(第14条)。
- EU域外からの越境移動についても、この施設に係る事前同意の制度が適用(第44条)。すなわち、OECD加盟国との越境移動に限定せず、広くEU域外からの輸入が円滑化されている。

我が国制度の現状

- バーゼル法の下では、施設に係る事前同意を行う制度は導入されていない。

同意に当たっての審査事項(「環境上適正な管理」関係)

バーゼル条約の規定

- 締約国は、輸出される有害廃棄物等が輸入国での環境上適正な方法で処理されることを義務付ける。そのための技術ガイドラインを締約国会議で定める旨を規定(第4条8)。
- バーゼル条約に基づき締約国会議等で採択された「鉛蓄電池廃棄物」、「金属及び金属化合物」、「POPs廃棄物」等の技術ガイドラインが存在。
- 締約国は、次のいずれかの場合に限り越境移動が許可されることを確保するため、適当な措置をとる(第4条9)。
 - ・ 輸出国が処分施設・能力を有さない場合
 - ・ 輸入国で原材料として当該有害廃棄物等が必要とされている場合
 - ・ 締約国全体として決定された基準に従って行われる場合

OECD理事会決定の規定

- 「廃棄物の環境上適正な管理に関する理事会勧告」(C(2004)100/FINAL)において、加盟国が環境上適正な管理(ESM)を行うよう勧告。

EU規則等の規定

- 運搬、再生及び処分の全期間においてESMが確保されることを要求し、輸出先がOECD加盟国が否かにかかわらず、輸出先の施設がEUの環境法体系の基準と同程度の人の健康及び環境を保護するための基準を有していないなど、ESMが確保されないと判断される場合には輸出を禁止(第49条)。
- ESMの指針として、バーゼル条約に基づき採択された「鉛蓄電池廃棄物」、「金属及び金属化合物」、「POPs廃棄物」等に関する技術ガイドラインを考慮しうるとしている。

我が国制度の現状

(※廃棄物処理法については、条約に基づく事前同意等の手続の対象外だが、参考として掲載)

<輸出>

- バーゼル法の下では、OECD非加盟国向けの特定有害廃棄物等の輸出の際には、環境大臣の確認が必要としている(経済産業省・環境省令で指定)。この確認については、法の基本的事項を定めた告示において、我が国において環境保全上の観点から求められる水準等を下回らない方法で、運搬・処分が行われることが確実であること等を、要件として定めている。
- OECD加盟国向けの特定有害廃棄物等の輸出については、バーゼル法では特段の環境保全上の要件を課していない。
- 廃棄物処理法の下では、廃棄物の輸出に係る環境大臣の確認に際し、以下の要件を課している。(法第10条、第15条4の7)
 - ・ 国内における当該廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし適正な国内処理が困難であること、又は、輸出の相手国で確実にリサイクルされること
 - ・ 国内の廃棄物処理基準を下回らない方法で輸出先で処理が行われること
 - ・ 申請者が法的処理責任を持った者であること

<輸入>

- バーゼル法の下では、特定有害廃棄物等の輸入について、環境大臣は、環境汚染防止上必要な場合には、経済産業大臣に意見を述べることでできるとされている。(ただし、実態上、こうした意見が必要となる機会は近年生じていない)
- 廃棄物処理法の下では、廃棄物の輸入に係る環境大臣の許可に際し、以下の要件を課している。(第15条4の5)
 - ・ 国内における当該廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、適正処理されること
 - ・ 申請者が当該廃棄物を自ら又は他人に委託して適正処理できること(委託する場合には、相当の理由が必要)

同意に当たっての審査事項(契約、資力保証等)

バーゼル条約の規定

- 輸出国は、次の事項を確認するまでは、輸出を許可しない(第6条3)。
 - ・ 輸入国の書面による同意を得ていること。
 - ・ 有害廃棄物等が環境上適正に処理されることを明記する輸出者と処分者の間の契約の存在につき、輸入国から確認を得ていること。
- 輸入国又は通過国が義務付けた場合には、越境移動に際して資力保証がなされなければならない(第6条11)。

OECD理事会決定の規定

- 越境移動に際しては、書面による契約及び資力保証が要件。
- 契約は、①廃棄物の排出者、廃棄物及び再生施設に係る法的権利を有する者を特定し、②契約の全当事者がOECD理事会決定の要件に拘束され、③シップバック等が生じた場合の責任の所在を明らかにするもの(第II章D(a))。
- 資力保証は、国際法及び国内法の要件に基づき、越境移動及び再生作業が予定どおりに行えなくなった場合に廃棄物を環境上適正に管理するためとなる資力を輸出者又は輸入者が負担できる旨を保証するもの(第II章D(b))。

EU規則等の規定

- 契約においては、輸出者、輸入国における荷受者及び再生施設の責任を明らかにするなどの必要(第5条)。輸出者は、通告に際して、しかるべき契約が締結されている旨を宣誓(第4条第4項)。
- 資力保証は、通告者等が①搬送費用、②再生又は処分に要する費用、③90日分の保管費用を補填する旨を保証するものとし、輸出国がこれを承認(第6条)。輸出者は、通告に際して、資力保証そのものを提出し、又は資力保証がなされている旨を宣誓(第4条第5項)。

我が国制度の現状

- バーゼル法の下では、法の基本的事項を定める告示において、特定有害廃棄物等の運搬・処分に関する契約等について次表の要件を掲げている。
- 外為法に基づく輸出入承認に係る審査基準は、これらの要件を同法の枠組みに規定することで定められている。

	輸出入相手国	
	OECD加盟国	OECD非加盟国
輸出	<p>・ 輸出者、処分者等の間の書面による有効な契約等が存在すること。</p> <p>・ 契約等の内容に従って運搬・処分を官僚できない場合の費用負担に係る内容が含まれること。</p>	<p>・ 輸出者と処分者の間の環境保全上適正な運搬・処分が行われることを明記した契約が締結されていること。</p>
輸入	輸出の場合と同じ	<p>・ 輸出者と処分者の間の環境保全上適正な運搬・処分が行われることを明記した契約が締結されている旨の確認が輸入国から得られていること。</p>

- 資力保証に関する規定は、バーゼル法(及び同法を受けて審査基準を定める外為法)の下では、特段設けられていない。
(※バーゼル法の基本的事項を定めた告示においては、具体的に明記がない要件について、バーゼル条約又はOECD理事会決定の「的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること」と規定しているが、この規定が求める適合性は未整理となっている。)

事前の通告に対する拒否

バーゼル条約の規定

- 「事前の通告及び同意」手続において、通告を受けた輸入国が輸入を拒否することができるかと規定(第6条2)。
- どのような場合に拒否ができるのかについては、詳細な規定はない。

OECD理事会決定の規定

- 「事前の通告及び同意」手続において、輸出国も輸入国も一定期間内に越境移動を拒否することが可能(第II章D(2))。
- どのような場合に拒否できるのかについては、各国の国内法に依拠。

EU規則等の規定

- 「事前の通告及び同意」手続において、輸出国も輸入国も一定期間内に越境移動を拒否することが可能。
- どのような場合に拒否できるのかについては、環境保護に関する国内法の基準が満たせない場合などを限定列挙(第11条及び第12条)。

我が国制度の現状

【特定有害廃棄物等】

- 輸出承認に際して、それが仕向地省令に該当する場合には、環境大臣が特定有害廃棄物等の処分について環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているかどうかを確認することとされており、その確認を経なければ輸出承認は行われない(バーゼル法第4条第2項及び第3項)。
- 仕向地省令では、環境大臣が確認するのは、OECD非加盟国向けに輸出される全ての物及びOECD加盟国向けに処分目的で輸出される物とされている(仕向地省令)。
- 輸入承認に際して、環境の汚染を防止するため必要があると認めるときは、環境大臣は、経済産業大臣に対して意見を述べるなどができるとしている(バーゼル法第8条第2項)。
- どのような場合に輸出承認又は輸入承認を行わないのかについては、バーゼル法に規定はないが、例えば「事前の通告及び同意」手続を要する我が国からの輸出について、輸入国又は通過国が輸入を拒否しない限り、通常は輸出入が承認される。

【廃棄物】

- 環境大臣の輸出確認及び輸入許可に係る要件が法律に定められており(廃棄物処理法第10条第1項、第15条の4の5等)、施行規則(環境省令)及び通知によって詳細を規定。要件を満たさなければ拒否される。

「事前の通告及び同意」手続に違反した者等への罰則

バーゼル条約の規定

- 締約国は、有害廃棄物又は他の廃棄物の不法取引を犯罪性のあるものと認める(第4条3)。
- 締約国は、条約の規定に違反する行為を防止し及び処罰するための措置を含む適当な法律上の措置、行政上の措置その他の措置をとる(第4条4)。

OECD理事会決定の規定

- 特段の規定なし(バーゼル条約に基づき対応)。

EU規則等の規定

- 加盟国は、不法取引の予防及び発見に関してどのような国内法を定めているのか、不法取引に対する罰則規定はどうなっているのか、について欧州委員会に通告すると規定(第50条第1項)。したがって、具体的な罰則は各国が独自に定めることとなる。
- 例えばドイツでは、輸出入が禁止されている廃棄物の越境移動を行ったり、全ての関係国からの事前同意が得られていないにもかかわらず越境移動を行ったりした者は、10万ユーロ以下の罰金に処せられると規定。その未遂も同様に罰することができる(ドイツのEU廃棄物運搬規則及びバーゼル条約の連邦担保法第18条)。

我が国制度の現状

- バーゼル法の下では、移動書類に基づかない不適切な運搬・処分に対しては同法に基づく罰則、未承認輸出入に対しては外為法に基づく罰則が適用される。外為法の下では特定有害廃棄物等の輸出入に係る準備行為への罰則はない。(既遂罪のみ)
- 廃棄物処理法の下では、同法に基づき無確認輸出・無許可輸入に対して罰則が適用される。無確認輸出については、未遂罪・予備罪が適用される。

越境移動の最小化

バーゼル条約の規定

- 前文において、規制対象物(有害廃棄物及び他の廃棄物)は「環境上適正かつ効率的な処理と両立する限り、これらの廃棄物の発生した国において処分されるべき」と記載(前文第8段落)。
- 締約国は、規制対象物の環境上適正な処理のため、処分の場所のいかんを問わず、「可能な限り国内にある適当な処分施設が利用できるようにすること」(第4条2(b))及び越境移動が「環境上適正かつ効率的な処理に適合するような方法で最小限度とされ、並びに当該移動から生ずる悪影響から人の健康及び環境を保護するような方法で行われること」(同項(d))を確保。

OECD理事会決定の規定

- 廃棄物の「環境上適正かつ経済上効率的な再生が加盟国間の廃棄物の越境移動を正当化することができる」と記載(前文第8段落)。
- 一方、「廃棄物の越境移動の減量に関する理事会決定・勧告」(C(90)178/FINAL)においては、リサイクル目的で取り扱われるものを除き、有害廃棄物等はなるべく発生国内で処理され、越境移動は最小化されるべきとの考え方が揭示。

EU規則等の規定

- 廃棄物処理の分野において、域内で発生した廃棄物は域内で処理するという原則(※)が、EU全体としても、また各加盟国としても実現できるようにしていくという方向性が規定(廃棄物枠組指令第16条)。

※ 原文(英語)では”Principles of self-sufficiency”(「自給自足の原則」)。

我が国制度の現状

- バーゼル法の下では、同法に基づく基本的事項を定める告示において輸出入の最小化が理念として掲げられているが、輸出の最小化の観点から審査する仕組みになっておらず、少なくない使用済鉛蓄電池が輸出。
- 廃棄物処理法の下では、国内処理原則(法第2条の2)が掲げられ、その下で審査基準が定められている。

各国が独自に国内法令で「有害廃棄物」として規制する廃棄物

バーゼル条約の規定

- 締約国は、各国共通の有害廃棄物(附属書Ⅰに掲げるいずれかの分類に属する廃棄物であって、附属書Ⅲに掲げるいずれかの特性を有するもの)以外にも、条約事務局を通じて通報することによって、国内法令により有害であると定義された廃棄物を条約の規制対象たる「有害廃棄物」として扱うことができる(第1条1(b)及び第3条1)。輸入国が「有害廃棄物」として扱っている物を輸出しようとする者は、他の有害廃棄物と同様に、事前の通告及び同意の手続を経なければならない。
- 締約国は、特定の廃棄物の自国への輸入を禁止する場合には、その旨を条約事務局を通じて通報。他国は、通報を受けた廃棄物をその国に輸出することを禁止する(第4条1及び2)。

OECD理事会決定の規定

- 加盟国は、グリーンリスト廃棄物であっても、人の健康及び環境を保護するため、OECD事務局に通報することによって、国内法及び国際法の原則に従って例外的にアンバーリスト廃棄物と同様に取り扱うことができる(第Ⅱ章B(4))。
- 輸入国が独自にアンバーリスト廃棄物と同様に取り扱うこととしている物を輸出しようとする者は、他のアンバーリスト廃棄物と同様に、事前の通告及び同意の手続を経なければならない。

EU規則等の規定

- 輸入国がバーゼル条約第3条に基づき通報した物(上掲の「バーゼル条約の規定」の第1項目に該当)や同第4条に基づき通報した物(上掲の「バーゼル条約の規定」の第2項目に該当)をその国に輸出することを禁止(第36条第1項(e)及び(f))。
- 輸出国と輸入国との間で、ある物が有害廃棄物に該当するか否かで合意できない場合には、規則の適用上は有害廃棄物とみなすと規定(第28条)。

我が国制度の現状

- バーゼル法では、その規制対象たる「特定有害廃棄物等」の定義に関して、①バーゼル条約上の「有害廃棄物」として我が国が独自に規制する物(政令で指定)及び②他の締約国が独自に規制する物(環境省令で指定)を包含することができるようにしてある(バーゼル法第2条第1項第1号ハ及びニ)。
- ①に基づく指定については、特段必要となったことがないため、これまで行われたことがない。
- ②に基づく指定については、各締約国が独自に定めた規制対象物の範囲を環境省令において過不足なく規定することが技術上困難であるため、これまで行われたことがない。
- 我が国と他国との間で、ある物がバーゼル条約の規制対象物に該当するか否かで合意できない場合についての考え方は、整理されていない。

シップバックの要件等

バーゼル条約の規定

- 契約の条件に基づいて廃棄物の越境移動が完了することができなくなった場合には、輸出国は、原則、90日以内に輸出者が当該廃棄物を引き取ることを確保(第8条)。
- 廃棄物の越境移動に際して事前の通告及び同意の手続等が適正に行われなかった場合、その越境移動は「不法取引」とされ、原則、30日以内に、輸出者側にその責任がある場合には輸出者等が当該廃棄物を自国に引き取るなどの措置を、輸入者側にその責任がある場合には輸入者等が適正に処理するなどの措置を講ずる(第9条)。

OECD理事会決定の規定

- アンバーリスト廃棄物が不法取引といった理由で処理を完了することができない場合、輸入国は輸出国に通報する。輸入国が輸出国へ当該廃棄物の返還を通報した場合、輸出国は返還を認めなければならない。返還は原則として通報から90日以内(第II章D(3))。

EU規則等の規定

- 契約の条件に基づいて廃棄物の越境移動が完了することができなくなった場合には、原則、90日以内に輸出者が当該廃棄物を引き取る(第22条)。
- 不法取引があった場合には、原則、30日以内に、輸出者側にその責任がある場合には輸出者等が当該廃棄物を自国に引き取るなどの措置を、輸入者側にその責任がある場合には輸入者等が適正に処理するなどの措置を講ずる(第24条)。
- これらの措置に要する費用の負担者は規則で細かく規定(第23条及び第25条)。

我が国制度の現状

- バーゼル法には、履行不能となった場合や不法取引であった場合について、直接的な規定はない。
- バーゼル条約に基づき輸出した特定有害廃棄物を我が国に引き取るなどの措置を講ずるべき輸出者等が、その措置を講じないときは、経済産業大臣及び環境大臣は、その輸出者等に対し、その措置を講ずるよう「措置命令」を発することができる(バーゼル法第14条第1項)。
- 措置命令を発する際には、行政手続法等に基づき必要な行政手続をとった上で、かつ、「人の健康又は生活環境に係る被害を防止するために特に必要があると認めるとき」(同項)という要件を満たす必要がある。
- 輸出者等が措置命令に従わないときは、行政代執行法に基づき、国が自ら引取り等の措置を講ずる可能性も。

環境負荷低減及び資源有効利用に資する輸出入の円滑化

バーゼル条約の規定

- 締約国は、締約国又は非締約国との間で有害廃棄物又は他の廃棄物の越境移動に関する協定を締結することが可能(第11条1)。

OECD理事会決定の規定

- OECD加盟国同士の越境移動については、「事前の通告及び同意」手続が通常の越境移動よりも迅速に行えるように規定(第II章D(2))。
- バーゼル条約においては有害廃棄物に分類されている電子部品、石炭灰といった物を「事前の通告及び同意」手続が不要なグリーンリストに掲載することによって、その越境移動を円滑化(第II章B(2)(a)及び(b))。
- 輸入国が国内の特定の再生施設に向けた特定の種類の廃棄物の越境移動について「事前同意」を行っておくことにより、同意までの期間を7日に短縮し、包括的通告に係る同意の有効期間を3年にまで延長するといった制度も存在(第II章D(2)ケース2、再掲)。

EU規則等の規定

- OECD理事会決定に準じて、EU域内での越境移動やOECD加盟国との間の越境移動について、「事前の通告及び同意」手続が迅速に行えるように規定(第7条～第10条)。
- OECD理事会決定に準じて、バーゼル条約においては有害廃棄物に分類されている電子部品、石炭灰といった物を「事前の通告及び同意」手続が不要なグリーンリストに掲載することによって、その越境移動を円滑化(第II章B(2)(a)及び(b))。
- OECD理事会決定に準じて、輸入国が国内の特定の再生施設に向けた特定の種類の廃棄物の越境移動について「事前同意」を行っておくことにより、同意までの期間を7日に短縮し、包括的通告に係る同意の有効期間を3年にまで延長するといった制度も存在(第14条、再掲)。

我が国制度の現状

- OECD加盟国との間の越境移動についても、OECD非加盟国との間の越境移動と同様の輸出入承認が必須であるため、我が国からの輸出について輸入国たるOECD加盟国からの同意が「黙示の同意」であってよいなどのOECD理事会決定に基づく一部の条件を除けば、「事前の通告及び同意」手続が迅速に行えるようにはなっていない。
- OECD加盟国との間の輸出入においては、バーゼル条約上の「有害廃棄物」であっても、OECD理事会決定においてグリーンリスト対象物となっている電子部品、石炭灰等については、バーゼル法に基づく輸出入承認の手続を不要としている(政令及び環境省令で指定)。同時に、バーゼル条約に基づく「事前の通告及び回答」手続も不要としている。
- 一方、OECD非加盟国からの電子部品、石炭灰等の輸入においては、バーゼル条約に基づく輸出入承認の手続を必須としている。
- 我が国には、国内の特定のリサイクル施設に向けた特定の種類の有害廃棄物の越境移動の「事前同意」を行う仕組みがない。したがって、同意までの期間を7日に短縮し、包括的通告に係る同意の有効期間を3年にまで延長するといったことは行っていない。

試験研究目的の越境移動

バーゼル条約の規定

- 特段の規定なし。

OECD理事会決定の規定

- 加盟国は、廃棄物の物理的・化学的特性を評価し、又は再生作業の適性を判断するための分析試験を行うためのアンバーリスト廃棄物の越境移動について、当該廃棄物が最大25キロ（実際は個別事例ごとに上限を規定）、適正な梱包及び表示をしている、などの要件を満たした場合には、グリーンリスト廃棄物と同様の手続で越境移動させることを認めることができる（第II章D(c)）。

EU規則等の規定

- OECD理事会決定の要件を満たす越境移動については、事前の通告及び同意を経ずに、移動書類に準じる書類を携帯すれば行うことができる（第3条第4項）。
- ただし、この場合であっても、しかるべき契約が存在することや、関係国が要求した場合には移動書類に準じる書類や契約書の写しを提出しなければならないといった要件が定められている（第18条）。

我が国制度の現状

- バーゼル法、廃棄物処理法のいずれにおいても、OECD理事会決定の規定に相当する規定は特段ない。

リユース目的での使用済電気電子機器の 輸出実態について

不法取引として相手国から返送された 使用済電気電子機器の例

- 我が国からリユース目的で輸出されたが、香港からバーゼル条約上の「不法取引」として通報、強制返送された貨物
- 貨物の破損から守るための適切な梱包や積載が行われていないとして、中古利用目的の輸出と見なされず、廃棄物と見なされた。
- 壊れた中古品は、金属スクラップとして、部品回収、金属回収される恐れがある。



使用済み電気電子機器の輸出時における 中古品判断基準（平成26年4月通知）の概要

- 適正なリユース品とリユースに適さないスクラップ（廃掃法・バーゼル法の規制対象物となり得る）との違いを明確化し、リユース品を輸出しようとする者自らによるバーゼル法に基づく輸出承認を要しないことの確認・証明を容易にすることを目的に、環境省及び経済産業省が平成25年9月に策定。
- 輸出者による証明が原則⇒輸出者自身による証明を容易にするための基準を提示。（概要は下記5項目）位置づけはガイドライン。

＜中古品であることの証明項目＞

- ① 年式・外観（破損や傷・汚れ、年式等）
- ② 正常作動性（個々が正常に作動すること）
- ③ 梱包・積載状態
- ④ 中古取引の事実関係（契約書等取引の事実関係）
- ⑤ 中古市場（輸入国における確実なリユース）

※修理を伴うリユース目的での使用済み機器の輸出については、現行の中古品判断基準では取り扱っていない。一部の事業者においては、環境省が同基準の運用開始前に実施した調査の結果に基づき、関係省庁では一部事業者には修理不能品は返送する等の条件を付した上で輸出先での修理を前提とした輸出（以下「『代替手段』の運用による輸出」等と呼ぶ。）を認めている。

偽装リユース品の輸出防止に係る国際的要請 ～バーゼル条約 E-wasteガイドライン～

平成27年5月のバーゼル条約第12回締約国会議（COP12）では、「使用済み電気電子機器とE-wasteのガイドライン（廃棄物該当性の識別）（E-wasteガイドライン）」が採択され、各国における活用が求められており、中古品基準の見直しについて検討が必要（下線部は我が国の中古品判断基準に上乘せ的内容）。

直接再利用目的の輸出入の場合の要件	<ol style="list-style-type: none"> ① 輸出にインボイスと契約書の写しが伴うこと ② <u>使用済み機器が完全な機能を有することの検査結果の記録及び再使用が確実であることの輸出者等による宣誓書が伴うこと</u> ③ 輸出者等による関係するすべての国の法令等を遵守していることの宣誓が伴うこと ④ 各機器が輸送及び積卸しの際に損傷等から保護されるための十分な梱包と積載が行われていること
故障した機器の修理を伴う再使用等のための輸出入の場合の要件	<p><u>（直接再利用の場合の②、④の要件が満たされた上で）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>再使用又は故障解析が行われることが確実であること、修理等から生ずる有害廃棄物が適正に管理されること等を担保するため、輸出者及び修理施設の間で有効な契約書が締結されていること</u> ② <u>輸出者等による輸出から修理等を完了するまでの一連のプロセスに係る責任を明らかにするための宣誓がなされていること</u>
COP13に向けて検討するとされた課題	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 中古品として輸出される使用済み電気電子機器の残存寿命に係る条件 ✓ ブラウン管を内蔵した機器の輸出の是非 ✓ 途上国での修理における修理不能品や修理等から生ずる有害廃棄物の処理の取り扱いに係る条件（輸出国や第三国での処理等） 等

リユース目的での使用済電気電子機器の輸出実態

使用済電気電子機器のリユース品としての輸出実態について、事務局において関係団体からの聞き取り調査を実施。

団体	団体の概要	中古基準の活用	修理目的の輸出	会員事業者のリユース品輸出状況 (電気電子機器の輸出について)
A	電気・電子機器の製造事業者の関係団体	—	○	リユース目的の輸出はない。ただし、故障機器を修理・改修等のため海外の工場に輸出している場合がある。
B	主に企業から使用済パソコン等を買取、自らリユース・リサイクルを行う事業者の関係団体	○	×	パソコン・液晶モニター装置・複合機等のリユース情報機器を輸出。輸出前に、中古品判断基準及び団体として策定した「製品化基準」に基づき、いわゆる「完全動作品」を輸出。
C	個人・企業から使用済生活雑貨等を買取、リユースショップ等へ販売する事業者の関係団体	○	△ (輸出後判明した不良を修理)	使用済家電製品全般を輸出(生活雑貨と混載するケースが多い)。輸出前に、家電製品については中古品基準を踏まえ正常作動性検査等を実施。
D	リサイクルショップ等を経営し、主に個人からリユース品を買取、販売する事業者の関係団体	○	×	家具、生活雑貨等とともに、電動工具等を輸出。輸出前に、家電製品については中古品基準を踏まえ正常作動性検査等を実施。
E	収集業者から家電製品等を買取、輸出を行う事業者の関係団体	○ (正常作動性確認以外)	○	使用済家電製品全般を輸出。輸出先で修理を行う前提で、中古基準の正常作動性検査を実施せず輸出。「代替手段」として、輸出先での修理不能品の再輸入(引取り)して国内リサイクル。修理不能品を買い取らないよう買取マニュアルを整備。

※統計的な調査を実施したものではないため、各団体の会員事業者においても、上記と異なる事業者が含まれる可能性がある。

(参考) 修理を伴う輸出に係る環境省・有識者による現地調査 (H24, 25年度)

- 団体E参加企業(3社)の実施している修理を前提とした使用済電気電子機器の輸出に関しては、平成24～25年度に、環境省及び有識者により、輸出先における修理実態等についての調査を実施(フィリピン、カンボジア等)
- 故障品も含まれるため、輸出前の通電等の検査は実施されていないが、輸出者は、取引先から修理状況の報告を求め、修理不能品は返品を受け付け、国内でリサイクルする代替手段を実施(こうした方法を実施している事業者がいることについて、環境省から税関に共有されている。)
- 修理内容は、主にホコリの除去等だが、小規模な部品交換も行われている。
- 団体E参加企業による報告では、修理不能品発生率は、0.1%以下とされている。

■ 販売店の様子(フィリピン、平成24年度)



輸入業者の倉庫
(テレビ、冷蔵庫などが多数)

■ 検査・修理の様子(フィリピン、平成24年度)



輸入後の修理・調整

輸出されるリユース品の積みつけの事例

【団体B会員企業】



【団体C会員企業】



輸出されるリユース品の積みつけの事例

【団体D会員企業】



【団体E会員企業】



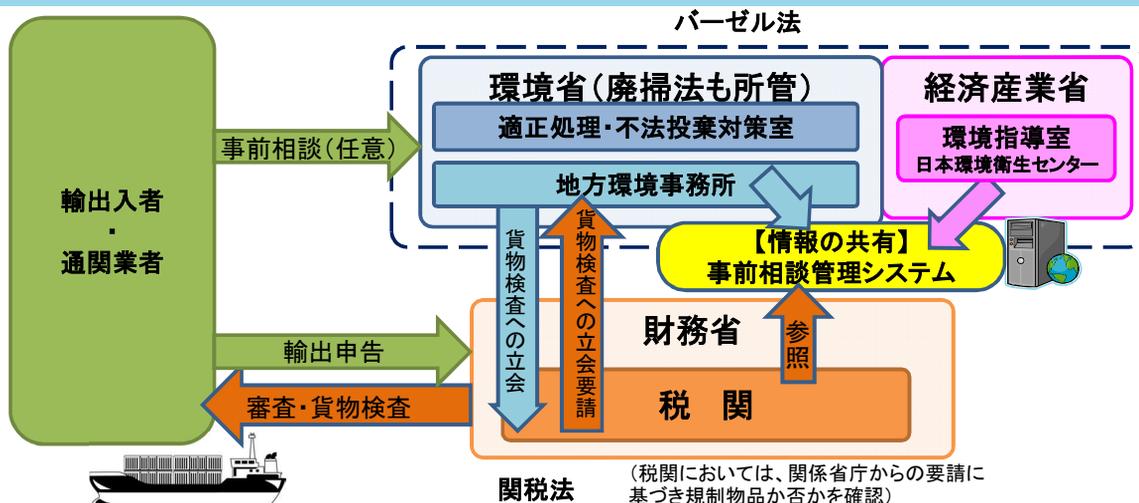
上段: 冷蔵庫
中段: ブラウン管テレビ
下段: 編み機

バーゼル法及び廃棄物処理法の規制対象物への該非判断に係る事前相談等について

①事前相談等の実施状況について

バーゼル法及び廃棄物処理法に係る事前相談制度について

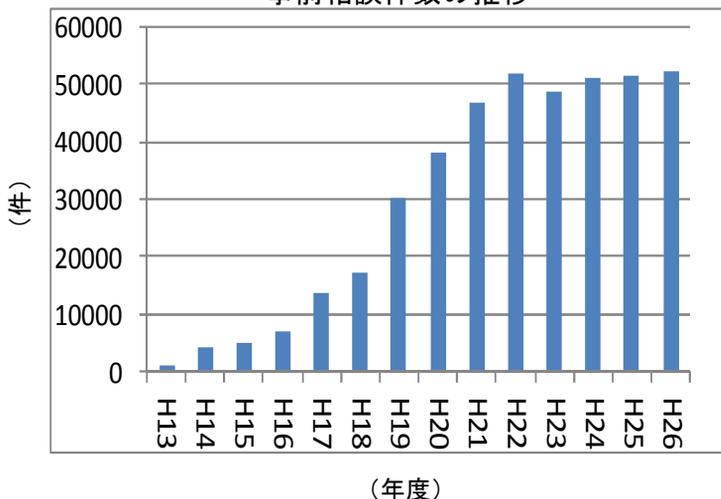
- 事前相談制度とは、輸出入する貨物(提出された事前相談書類に記載された内容)が、廃棄物処理法又はバーゼル法の規制の対象に該当するか否かについての助言(口頭での回答)を行うもの(行政サービス;輸出入に際して、必ずしも当該制度を利用する必要は無い)。
- 平成12年2月から、現在の相談様式、添付書類による相談受付を開始。なお、事前相談管理システム自体は、平成21年2月から運用を開始。
- 事業者にはこれまで、該非判断に迷うことがあれば本制度を利用するよう積極的に促してきており、輸出入貨物の該非判断において「書類上」どのように整理すべきか、貨物のどういう点について確認すべきか等をアドバイス。これを通じて、関連諸規定の普及・啓発(明確化)を実施。
- 相談状況は経済産業省及び環境省から税関に共有されている。



事前相談等の実施状況の概況

- 事前相談の利用件数は、循環資源の輸出入の活発化に伴い増加し、近年は年間5万件前後で推移。
- なお、事前相談以外の事業者向けを対象とした取組として、環境省及び経済産業省では、毎年、全国10か所程度で、バーゼル条約、バーゼル法及び廃掃法の概要やこれらに基づく廃棄物等の輸出入にあたって必要な手続きについて、事業者向けの説明会を開催し、手続きの周知を図っている。

事前相談件数の推移



事業者向け説明会の様子



経済産業省での事前相談制度の運用状況

- 経済産業省取扱分で、年間約5万件を受付(平成26年度実績)。
- 1日あたり200～250件程度を処理。
- 該非判断に必要な資料(対象品目により要求資料が若干異なる)が出揃い次第、判断を行い、原則として即日回答する。1件あたりの回答までの所要時間は、平均10分程度。新規相談者の割合は1～2割程度で、リピーターが大半を占める。
- 前日に該非判断した全案件について、事前相談管理システムへ翌朝10:30頃までに登録する。
- 相談対象品目のうち、過半はPET等の廃プラスチック、次いでメタルスクラップ、中古電気機器、廃遊技機、中古(その他製品)、その他の順で取扱が多い。
- 特に判断困難なイレギュラーな内容の案件は、判断に必要な情報が必ずしも一定ではなく、要求する資料が出揃うまで、また、判断に時間を要する場合がある。

環境省(地方環境事務所)での事前相談制度の運用状況

- 環境省地方環境事務所(計8拠点(高松事務所含む))では、担当管内から事業者が輸出入をしようと考えている貨物がバーゼル法又は廃棄物処理法の規制対象物(特定有害廃棄物等、廃棄物)に該当するか否かについて、事前相談を受付。
- 環境省取扱分で、年間約2000件を受付(平成26年度実績)。
- 運用に際しては、以下の資料の提出を相談事業者に求めている。

1. 受付の際の提出書類(必須のもの)

- (ア)輸出入案件確認事項(輸出の場合のみ)
- (イ)廃棄物処理法・バーゼル法規制に係る事前相談書(事業者向け様式あり)
- (ウ)貨物と金銭のフロー図
- (エ)発生者、輸出者、輸入者、処分者等の間で行われる金銭の授受を示す書類
(契約書、インボイス、仕入明細書、国内諸経費及び海上運賃見積書 等)
- (オ)貨物のカラーの写真(貨物の性状がはっきりわかるもの)
- (カ)発生工程及び処理工程を示す書類(工程図、施設の写真、企業概要 等)

2. 必要に応じて提出を要請する書類

- (ア)廃棄物処理法に基づく許可書(輸出入後の過程で廃棄物の収集運搬・処理を行う場合)
- (イ)貨物の含有成分に係る第三者機関の分析結果
- (ウ)分析対象サンプルの写真
- (エ)相手国における輸入許可書 等

② 金属スクラップに係る品質規格等の整備状況等について

鉄スクラップに係る品質規格等の整備状況等

関連規格の名称	鉄スクラップ検収統一規格
規格の対象とされる金属スクラップ	<p>鉄スクラップ(炭素鋼スクラップ、鉄スクラップに分類し、品種ごとに等級、寸法、重量を規定)(*1) ※規格が個別に定められた具体的なスクラップの種類例を以下に示す。</p>
	<p>○ヘビーHS(*2) ○ヘビーH1(*2) ○プレスA(*2)</p> 
規格の概要、要求水準等の例	<p>以下の例のように、スクラップのサイズ、重量等の規定がある。(*1) 【品種：ヘビー、等級：HS】厚さ6mm以上、幅又は高さ500mm以下×長さ700mm以下 【品種：プレス、等級：A】3辺の総和1800mm以下、最大辺800mm以下、主に使用済み自動車をプレスしたもの ※規格の不適合品として返品される例</p>
	<p>○モーターコアの混在(*1) ○ヘビースクラップ中の銅線の混入(*1)</p> 
規格の活用状況(活用されていない場合はその理由等)	<p>・鉄リサイクル業界での取引の際には、ヘビーのHSからH1にいたる等級やプレスのAからCにいたる等級等の鉄スクラップ検収統一規格が使用されている。 ・ダストの含有等の品質要求は目視にて確認されることになり、あまりにダストが多い場合は、返品や鉄スクラップ価格の値引きが行われている。</p>
参考：主要用途(2014年)(*3)	<p>・国内需要合計(用途別)：36,539千MTon ・主な用途：自動車(13,038千MTon(36%))、建設(12,420千MTon(34%))、船舶(4,296千MTon(12%))、産業機械(3,120千MTon(9%))</p>
参考：再生利用時の不純物による影響	<p>鉄スクラップの再生利用にあたっては、トランプエレメント(注)である銅、錫、ニッケル、クロム、モリブデン等が含有される場合、その分離等が課題となる。(注)様々な鋼等の金属製品の特性を出すために添加される微量元素。リサイクルの際には分離困難な不純物成分となる。</p>

出所：(*1)鉄スクラップ検収ハンドブック(2008年6月)(日本鉄源協会)、(*2)日刊産業新聞ウェブサイト(http://www.japanmetal.com/gyoukai_link/recycle/dictionary.html)、(*3)鉱物資源マテリアルフロー2015(独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)

銅スクラップに係る品質規格等の整備状況等

関連規格の名称	銅及び銅合金リサイクル原料分類基準 (JIS H 2109)
規格の対象とされる金属スクラップ	<p>銅及び銅合金リサイクル原料(原料の種類は32種類とし、その品質および形状を規定))(*3)</p> <p>※規格が個別に定められた具体的なスクラップの種類を以下に示す。</p> <p>○1号銅線(*1) ○1号ナゲット銅(細)(*4) ○並銅(*4)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div>
規格の概要、要求水準等の例	<p>以下の例のように、スクラップのサイズ、形状等の規定がある。(*3)</p> <p>【1号銅線】 径又は厚さが1.3mm以上の銅線、及び素線の径が1.3mm以上の銅より線の純良なもので、はんだ、めっきなどを除去したものを混入しないもの。 ※ここでいう銅線及び銅より線は、次のものをいう。 a) JIS C 3101～JIS C 3104に規定された銅線、b) JIS C 3105に規定された硬銅より線、c) JIS H 3260に規定された合金番号C1100又はこれと銅成分が同等以上の銅線</p> <p>【黄銅削り粉】 ・黄銅板、条、棒、線及び管の削り粉。油及び水分の少ないもの。ただし、やすり削り粉、のこ切粉などの微細な原料を混入してはならない。 ・JIS H 3300の合金番号C4430・C6870、C6871・C6872、JIS H 3250の合金番号C6782、JIS H 5120及びJIS H 5121のすべての黄銅削り粉、及び鉛レス快削黄銅棒の原料並びにその他の異材を混入してはならない。 ・ここでいう鉛レス快削黄銅棒は、日本銅協会の技術標準JCBA T204の合金番号C6801・C6802・C6803・C6804・C6931・C6932として定められている</p>
規格の活用状況(活用されていない場合はその理由等)	<p>・本JIS規格の関係業界における活用状況の詳細は不明だが、関連する既存調査(*5)では、非鉄循環資源に係る規格の全般的な活用状況として、動脈産業(ユーザー)側で企業毎の製品規格が異なるため、静脈産業側ではそのニーズに応じた品質のものを納入(相対取引)している実態が指摘されている。</p> <p>・また、規格が策定されていても、静脈側の産業としての信用度を理由に相対取引となっている実態が指摘されている。</p>
参考：主要用途(2014年)(*2)	<p>・国内需要合計:975千トン</p> <p>・主な用途:電線(596千トン(61%))、伸銅品(356千トン(37%))、その他(22千トン(2%))</p>
参考：再生利用時の不純物による影響	<p>不純物で混入すると支障等を生じる元素(*6)</p> <p>銅製品の品質に悪影響:ヒ素、アンチモン、ビスマス/副産物(硫酸、スラグ)の品質に悪影響:カドミウム等</p> <p>処理工程に支障:アルミニウム、クロム、鉛/設備の腐食:フッ素、塩素等</p>

出所: (*1) 日刊産業新聞ウェブサイト (http://www.japanmetal.com/gyoukai_link/recycle/dictionary.html)、(*2) 鉱物資源マテリアルフロー2015(独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)
 (*3) JISハンドブック リサイクル(日本規格協会)、(*4) 日刊市況通信社提供資料、(*5) 経済産業省委託調査「平成26年度製造業基盤技術実態等調査(動静脈産業一体型の構築策に関する非鉄金属資源を対象とした調査)報告書」、(*6) 日本鉱業協会からの聞き取りに基づき事務局にて作成

アルミニウムスクラップに係る品質規格等の整備状況等

関連規格の名称	アルミニウムくず・アルミニウム合金くず分類基準 (JIS H 2119)
規格の対象とされる金属スクラップ	<p>アルミニウムくず・アルミニウム合金くず(種類は28種類とし、その品質および形状を規定)(*1)</p> <p>※規格が個別に定められた具体的なスクラップの種類を以下に示す。</p> <p>○アルミニウム合金缶古くず(*2) ○アルミニウム新くず(*2)(中、右の2点)</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div>
規格の概要、要求水準等の例	<p>以下の例のように、スクラップの純度、サイズ、許容されない異物等の規定がある。(*1)</p> <p>【アルミニウム電線くず1級】 アルミニウム99.65%以上、径2.0mm以上のアルミニウム電線のくずで、腐食したもの、被覆、銅心その他の異物を含んではならない。 1.ここでいうアルミニウム電線とは、次の規格のもの又はこれと同等以上のものをいう。 JISC3107(電気用半硬アルミニウム線)、JISC3108(電気用硬アルミニウム線)、JISC3109(硬アルミニウムより線)、JISC3110(銅心アルミニウムより線)</p> <p>【アルミニウム電線くず2級】 アルミニウム 99.65%以上、径 2.0mm 以上のアルミニウム電線のくずで、被覆又は銅心を含んではならない。なお、腐食したもの及び付着異物は、合計 2.0%未満でなければならない。 1.ここでいうアルミニウム電線とは、アルミニウム電線くず1級の備考1.に規定するものと同ーとする。 2.アルミニウム合金線などの異材を混入してはならない。</p>
規格の活用状況(活用されていない場合はその理由等)	<p>・本JIS規格の関係業界における活用状況の詳細は不明だが、関連する既存調査(*3)では、非鉄循環資源に係る規格の全般的な活用状況として、動脈産業(ユーザー)側で企業毎の製品規格が異なるため、静脈産業側ではそのニーズに応じた品質のものを納入(相対取引)している実態が指摘されている。</p> <p>・また、規格が策定されていても、静脈側の産業としての信用度を理由に相対取引となっている実態が指摘されている。</p>
参考：主要用途(2014年)(*4)	<p>・国内需要合計:3,855千トン</p> <p>・主な用途:輸送(1,642千トン(43%))、土木機械(551千トン(14%))、金属製品(480千トン(12%))、食料品(437千トン(11%))</p>
参考：再生利用時の不純物による影響	<p>アルミニウムスクラップの再生利用にあたっては、トランプ元素であるマグネシウム等が含有される場合、その分離等が課題となる。</p>

出所: (*1) JISハンドブック リサイクル(日本規格協会)、(*2) 日刊市況通信社提供資料、(*3) 経済産業省委託調査「平成26年度製造業基盤技術実態等調査(動静脈産業一体型の構築策に関する非鉄金属資源を対象とした調査)報告書」、(*4) 鉱物資源マテリアルフロー2015(独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)

鉛・亜鉛スクラップに係る品質規格等の整備状況等

金属	鉛	亜鉛
関連規格の名称	公表されている規格はない。	公表されている規格はない。
規格の対象とされる金属スクラップ	(鉛の用途の大半が蓄電池向けであり、鉄、銅等に比べて多くの品種が存在しないため、スクラップの状態での品質が問われることが少ないことが理由ではないかと推測される。また、鉄、銅等に比べて取り扱い業者が少ないため品質規格を用意する必要性が低いことも理由のひとつと推測される。)	(亜鉛の用途の大半がめっき向けであり、鉄、銅等に比べて多くの品種が存在しないため、スクラップの状態での品質が問われることが少ないことが理由ではないかと推測される。また、鉄、銅等に比べて取り扱い業者が少ないため品質規格を用意する必要性が低いことも理由のひとつと推測される。)
規格の概要、要求水準等の例		
規格の活用状況(活用されていない場合はその理由等)		
参考：主要用途(2014年)(*1)	<ul style="list-style-type: none"> ・国内需要合計：294千トン ・主な用途：蓄電池(249千トン(89%))、管・板(11.9千トン(4%))、無機薬品(4.9千トン(2%)) 	<ul style="list-style-type: none"> ・国内需要合計：420.3千トン ・主な用途：亜鉛めっき鋼板(199.7千トン(48%))、その他めっき(65.9千トン(16%))、伸銅品(58.4千トン(14%))、ガイカスト(40.1千トン(10%))
参考：再生利用時の不純物による影響	<p>リサイクル原料の種類が主に廃鉛蓄電池に限られることから、トランブエレメントに係る問題が生じることは、他の金属のスクラップの再生利用に比べて生じにくい。(*2)</p> <p><不純物で混入すると支障等を生じる元素>(*2)</p> <p>副産物(硫酸、スラグ)の品質に悪影響：カドミウム等</p> <p>処理工程に支障：アルミニウム、クロム等</p> <p>設備の腐食：フッ素、塩素等</p>	<p>不純物で混入すると支障等を生じる元素(*2)</p> <p><乾式製錬></p> <p>副産物(硫酸、スラグ)品質に悪影響：鉛、ヒ素等</p> <p>処理工程に支障：アルミニウム、クロム</p> <p>設備の腐食：フッ素、塩素等</p> <p><湿式製錬></p> <p>処理工程に支障：鉄、カドミウム、コバルト、ゲルマニウム、フッ素、塩素等)</p>

出所：(*1)鉱物資源マテリアルフロー2015(独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構)、(*2)日本鉱業協会からの聞き取りに基づき事務局にて作成

廃棄物等の越境移動等に係る関係法令の規定

1. バーゼル条約及び OECD 決定
 - ・ 有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(バーゼル条約) (抄)
 - ・ 回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定 [C(2001)107/FINAL] (仮訳) (OECD 決定) (抄)
2. バーゼル法及びその下位法令 (抄)
 - ・ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 (バーゼル法)
 - ・ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項第一号イに規定する物 (規制対象物告示)
 - ・ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令
 - ・ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第四条第二項の地域及び特定有害廃棄物等を定める省令 (仕向地省令)
 - ・ 経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要な物を定める省令 (OECD 省令)
 - ・ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第三条の規定に基づく同条第一号から第四号までに掲げる事項 (基本的事項告示)
3. 廃棄物処理法及びその下位法令 (抄)
4. 外為法その下位法令 (抄)
 - ・ 外国為替及び外国貿易法 (外為法)
 - ・ 輸出貿易管理令
 - ・ 輸入貿易管理令
 - ・ 特定有害廃棄物等の輸出承認について
 - ・ 特定有害廃棄物等の輸入の承認について

1. バーゼル条約及び OECD 決定

有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（バーゼル条約） （抄）（平成五年十二月六日条約第七号）

第一条 条約の適用範囲

- 1 この条約の適用上、次の廃棄物であって国境を越える移動の対象となるものは、「有害廃棄物」とする。
 - (a) 附属書Ⅰに掲げるいずれかの分類に属する廃棄物(附属書Ⅲに掲げるいずれの特性も有しないものを除く。)
 - (b) (a)に規定する廃棄物には該当しないが、輸出国、輸入国又は通過国である締約国の国内法令により有害であると定義され又は認められている廃棄物
- 2 この条約の適用上、附属書Ⅱに掲げるいずれかの分類に属する廃棄物であって国境を越える移動の対象となるものは、「他の廃棄物」とする。
- 3 放射能を有することにより、特に放射性物質について適用される国際文書による規制を含む他の国際的な規制の制度の対象となる廃棄物は、この条約の適用範囲から除外する。
- 4 船舶の通常の運航から生ずる廃棄物であってその排出について他の国際文書の適用があるものは、この条約の適用範囲から除外する。

第二条 定義

この条約の適用上、

- 1 「廃棄物」とは、処分がされ、処分が意図され又は国内法の規定により処分が義務付けられている物質又は物体をいう。
- 2 「処理」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物の収集、運搬及び処分をいい、処分場所の事後の管理を含む。
- 3 「国境を越える移動」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物が、その移動に少なくとも二以上の国が関係する場合において、一の国の管轄の下にある地域から、他の国の管轄の下にある地域へ若しくは他の国の管轄の下にある地域を通過して、又はいずれの国の管轄の下にもない地域へ若しくはいずれの国の管轄の下にもない地域を通過して、移動することをいう。
- 4 「処分」とは、附属書Ⅳに掲げる作業をいう。
- 6 「権限のある当局」とは、締約国が適当と認める地理的区域内において、第六条の規定に従って有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動に関する通告及びこれに関係するすべての情報を受領し並びに当該通告に対し回答する責任を有する一の政府当局として締約国によって指定されたものをいう。

8 「有害廃棄物又は他の廃棄物の環境上適正な処理」とは、有害廃棄物又は他の廃棄物から生ずる悪影響から人の健康及び環境を保護するような方法でこれらの廃棄物が処理されることを確保するために実行可能なあらゆる措置をとることをいう。

27 「不法取引」とは、第九条に規定する有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動をいう。

第三条 有害廃棄物に関する国内の定義

1 締約国は、この条約の締約国となった日から六箇月以内に、条約の事務局に対し、附属書Ⅰ及び附属書Ⅱに掲げる廃棄物以外に自国の法令により有害であると認められ又は定義されている廃棄物を通報し、かつ、その廃棄物について適用する国境を越える移動の手続に関する要件を通報する。

2 締約国は、更に、1の規定に従って提供した情報に関する重要な変更を事務局に通報する。

3 事務局は、1及び2の規定に従って受領した情報を直ちにすべての締約国に通報する。

4 締約国は、3の規定に従い事務局によって送付された情報を自国の輸出者に対し利用可能にする責任を有する。

第四条 一般的義務

1 (a) 有害廃棄物又は他の廃棄物の処分のための輸入を禁止する権利を行使する締約国は、第十三条の規定に従ってその決定を他の締約国に通報する。

(b) 締約国は、(a)の規定に従って通報を受けた場合には、有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を禁止している締約国に対する当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸出を許可せず、又は禁止する。

(c) 締約国は、輸入国が有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を禁止していない場合において当該輸入国がこれらの廃棄物の特定の輸入につき書面により同意しないときは、その輸入の同意のない廃棄物の輸出を許可せず、又は禁止する。

2 締約国は、次の目的のため、適当な措置をとる。

(a) 社会的、技術的及び経済的側面を考慮して、国内における有害廃棄物及び他の廃棄物の発生を最小限度とすることを確保する。

(b) 有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理のため、処分の場所のいかんを問わず、可能な限り国内にある適当な処分施設が利用できるようにすることを確保する。

(c) 国内において有害廃棄物又は他の廃棄物の処理に関与する者が、その処理から生ずる有害廃棄物及び他の廃棄物による汚染を防止するため、並びに汚染が生じた場合には、人の健康及び環境についてその影響を最小のものにとどめるために必要な措置をとることを確保する。

(d) 有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動が、これらの廃棄物の環境上適正か

つ効率的な処理に適合するような方法で最小限度とされ、並びに当該移動から生ずる悪影響から人の健康及び環境を保護するような方法で行われることを確保する。

- (e) 締約国特に開発途上国である国又は国家群(経済統合又は政治統合のための機関に加盟しているもの)に対する有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出は、これらの国若しくは国家群が国内法令によりこれらの廃棄物のすべての輸入を禁止した場合又はこれらの廃棄物が締約国の第一回会合において決定される基準に従う環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、許可しない。
 - (f) 計画された有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動が人の健康及び環境に及ぼす影響を明らかにするため、当該移動に関する情報が附属書V Aに従って関係国に提供されることを義務付ける。
 - (g) 有害廃棄物及び他の廃棄物が環境上適正な方法で処理されないと信ずるに足りる理由がある場合には、当該有害廃棄物及び他の廃棄物の輸入を防止する。
 - (h) 有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理を改善し及び不法取引の防止を達成するため、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動に関する情報の提供その他の活動について、直接及び事務局を通じ、他の締約国及び関係機関と協力する。
- 3 締約国は、有害廃棄物又は他の廃棄物の不法取引を犯罪性のあるものと認める。
- 4 締約国は、この条約の規定を実施するため、この条約の規定に違反する行為を防止し及び処罰するための措置を含む適当な法律上の措置、行政上の措置その他の措置をとる。
- 5 締約国は、有害廃棄物又は他の廃棄物を非締約国へ輸出し又は非締約国から輸入することを許可しない。
- 6 締約国は、国境を越える移動の対象となるかならないかを問わず、南緯六十度以南の地域における処分のための有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出を許可しないことに合意する。
- 7 締約国は、更に、次のことを行う。
- (a) 有害廃棄物又は他の廃棄物の運搬又は処分を行うことが認められ又は許可されている者を除くほか、その管轄の下にあるすべての者に対し、当該運搬又は処分を行うことを禁止すること。
 - (b) 国境を越える移動の対象となる有害廃棄物及び他の廃棄物が、こん包、表示及び運搬の分野において一般的に受け入れられかつ認められている国際的規則及び基準に従ってこん包され、表示され及び運搬されること並びに国際的に認められている関連する慣行に妥当な考慮が払われることを義務付けること。
 - (c) 有害廃棄物及び他の廃棄物には、国境を越える移動が開始される地点から処分の地点まで移動書類が伴うことを義務付けること。
- 8 締約国は、輸出されることとなる有害廃棄物又は他の廃棄物が輸入国又は他の場所において環境上適正な方法で処理されることを義務付ける。この条約の対象となる廃棄物の環境上適正な処理のための技術上の指針は、締約国の第一回会合において決定する。

- 9 締約国は、有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動が次のいずれかの場合に限り許可されることを確保するため、適当な措置をとる。
- (a) 輸出国が当該廃棄物を環境上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を有しない場合
 - (b) 当該廃棄物が輸入国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合
 - (c) 当該国境を越える移動が締約国全体として決定する他の基準に従って行われる場合。ただし、当該基準がこの条約の目的に合致することを条件とする。
- 10 有害廃棄物及び他の廃棄物を発生させた国がこの条約の下において負う当該有害廃棄物及び他の廃棄物を環境上適正な方法で処理することを義務付ける義務は、いかなる状況においても、輸入国又は通過国へ移転してはならない。
- 11 この条約のいかなる規定も、締約国が人の健康及び環境を一層保護するためこの条約の規定に適合しかつ国際法の諸規則に従う追加的な義務を課することを妨げるものではない。
- 12 この条約のいかなる規定も、国際法に従って確立している領海に対する国の主権、国際法に従い排他的経済水域及び大陸棚において国が有する主権的権利及び管轄権並びに国際法に定められ及び関連する国際文書に反映されている航行上の権利及び自由をすべての国の船舶及び航空機が行使することに何ら影響を及ぼすものではない。
- 13 締約国は、他の国特に開発途上国に対して輸出される有害廃棄物及び他の廃棄物の量及び汚染力を減少させる可能性について定期的に検討する。

第六条 締約国間の国境を越える移動

- 1 輸出国は、書面により、その権限のある当局の経路を通じ、有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動の計画を関係国の権限のある当局に対し通告し又は発生者若しくは輸出者に通告させる。その通告は、輸入国の受け入れ可能な言語により記載された附属書V Aに掲げる申告及び情報を含む。各関係国に対し送付する通告は、一通のみで足りる。
- 2 輸入国は、通告をした者に対し、書面により、移動につき条件付若しくは無条件で同意し、移動に関する許可を拒否し又は追加的な情報を要求する旨を回答する。輸入国の最終的な回答の写しは、締約国である関係国の権限のある当局に送付する。
- 3 輸出国は、次の事項を書面により確認するまでは、発生者又は輸出者が国境を越える移動を開始することを許可してはならない。
- (a) 通告をした者が輸入国の書面による同意を得ていること。
 - (b) 通告をした者が、廃棄物について環境上適正な処理がされることを明記する輸出者と処分者との間の契約の存在につき、輸入国から確認を得ていること。
- 4 締約国である通過国は、通告をした者に対し通告の受領を速やかに確認する。当該通

過国は、更に、通告をした者に対し、六十日以内に、移動につき条件付若しくは無条件で同意し、移動に関する許可を拒否し又は追加的な情報を要求する旨を書面により回答する。輸出国は、当該通過国の書面による同意を得るまでは、国境を越える移動を開始することを許可してはならない。ただし、いかなる時点においても、締約国が、有害廃棄物又は他の廃棄物の通過のための国境を越える移動に関し、書面による事前の同意を一般的に若しくは特定の条件の下において義務付けないことを決定し、又は事前の同意に係る要件を変更する場合には、当該締約国は、第十三条の規定に従い他の締約国に直ちにその旨を通報する。事前の同意を義務付けない場合において通過国が通告を受領した日から六十日以内に輸出国が当該通過国の回答を受領しないときは、当該輸出国は、当該通過国を通過して輸出を行うことを許可することができる。

- 5 特定の国によってのみ有害であると法的に定義され又は認められている廃棄物の国境を越える移動の場合において、
 - (a) 輸出国によってのみ定義され又は認められているときは、輸入者又は処分者及び輸入国について適用する9の規定は、必要な変更を加えて、それぞれ輸出者及び輸出国について適用する。
 - (b) 輸入国によってのみ又は輸入国及び締約国である通過国によってのみ定義され又は認められているときは、輸出者及び輸出国について適用する1、3、4及び6の規定は、必要な変更を加えて、それぞれ輸入者又は処分者及び輸入国について適用する。
 - (c) 締約国である通過国によってのみ定義され又は認められているときは、4の規定を当該通過国について適用する。
- 6 輸出国は、同一の物理的及び化学的特性を有する有害廃棄物又は他の廃棄物が、輸出国の同一の出国税関及び輸入国の同一の入国税関を経由して、並びに通過のときは通過国の同一の入国税関及び出国税関を経由して、同一の処分者に定期的に運搬される場合には、関係国の書面による同意を条件として、発生者又は輸出者が包括的な通告を行うことを許可することができる。
- 7 関係国は、運搬される有害廃棄物又は他の廃棄物に関する一定の情報(正確な量、定期的に作成する一覧表等)が提供されることを条件として、6に規定する包括的な通告を行うことにつき書面により同意することができる。
- 8 6及び7に規定する包括的な通告及び書面による同意は、最長十二箇月の期間における有害廃棄物又は他の廃棄物の二回以上の運搬について適用することができる。
- 9 締約国は、有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動に責任を有するそれぞれの者が当該有害廃棄物又は他の廃棄物の引渡し又は受領の際に移動書類に署名することを義務付ける。締約国は、また、処分者が、輸出者及び輸出国の権限のある当局の双方に対し、当該有害廃棄物又は他の廃棄物を受領したことを通報し及び通告に明記する処分が完了したことを相当な期間内に通報することを義務付ける。これらの通報が輸出国において受領されない場合には、輸出国の権限のある当局又は輸出者は、その旨を輸入国

に通報する。

- 10 この条の規定により義務付けられる通告及び回答は、関係締約国の権限のある当局又は非締約国の適当と認める政府当局に送付する。
- 11 有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越えるいかなる移動も、輸入国又は締約国である通過国が義務付けることのある保険、供託金その他の保証によって担保する。

第八条 再輸入の義務

この条約の規定に従うことを条件として関係国の同意が得られている有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動が、契約の条件に従って完了することができない場合において、輸入国が輸出国及び事務局に対してその旨を通報した時から九十日以内に又は関係国が合意する他の期間内に当該有害廃棄物又は他の廃棄物が環境上適正な方法で処分されるための代替措置をとることができないときは、輸出国は、輸出者が当該有害廃棄物又は他の廃棄物を輸出国内に引き取ることを確保する。このため、輸出国及び締約国である通過国は、当該有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出国への返還に反対し、及びその返還を妨害し又は防止してはならない。

第九条 不法取引

- 1 この条約の適用上、次のいずれかに該当する有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動は、不法取引とする。
 - (a) この条約の規定に従う通告がすべての関係国に対して行われていない移動
 - (b) 関係国からこの条約の規定に従う同意が得られていない移動
 - (c) 関係国の同意が偽造、虚偽の表示又は詐欺により得られている移動
 - (d) 書類と重要な事項において不一致がある移動
 - (e) この条約の規定及び国際法の一般原則に違反して有害廃棄物又は他の廃棄物を故意に処分すること(例えば、投棄すること。)となる移動
- 2 有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動が輸出者又は発生者の行為の結果として不法取引となる場合には、輸出国は、輸出国に当該不法取引が通報された時から三十日以内又は関係国が合意する他の期間内に、当該有害廃棄物又は他の廃棄物に関し次のことを確保する。
 - (a) 輸出者若しくは発生者若しくは必要な場合には輸出国が自国に引き取ること又はこれが実際的でないときは、
 - (b) この条約の規定に従って処分されること。このため、関係締約国は、当該有害廃棄物又は他の廃棄物の輸出国への返還に反対し、及びその返還を妨害し又は防止してはならない。
- 3 有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動が輸入者又は処分者の行為の結果として不法取引となる場合には、輸入国は、当該不法取引を輸入国が知るに至った時から三

十日以内又は関係国が合意する他の期間内に、輸入者若しくは処分者又は必要なときは輸入国が当該有害廃棄物又は他の廃棄物を環境上適正な方法で処分することを確保する。このため、関係締約国は、必要に応じ、当該有害廃棄物又は他の廃棄物を環境上適正な方法で処分することについて協力する。

- 4 不法取引の責任を輸出者若しくは発生者又は輸入者若しくは処分者のいずれにも帰することができない場合には、関係締約国又は適当なときは他の締約国は、協力して、輸出国若しくは輸入国又は適当なときは他の場所において、できる限り速やかに当該有害廃棄物又は他の廃棄物を環境上適正な方法で処分することを確保する。
- 5 締約国は、不法取引を防止し及び処罰するため、適当な国内法令を制定する。締約国は、この条の目的を達成するため、協力する。

第十一条 二国間の、多数国間の及び地域的な協定

- 1 第四条5の規定にかかわらず、締約国は、締約国又は非締約国との間で有害廃棄物又は他の廃棄物の国境を越える移動に関する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決めを締結することができる。ただし、当該協定又は取決めは、この条約により義務付けられる有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理を害するものであってはならない。当該協定又は取決めは、特に開発途上国の利益を考慮して、この条約の定める規定以上に環境上適正な規定を定めるものとする。
- 2 締約国は、1に規定する協定又は取決め及びこの条約が自国に対し効力を生ずるに先立ち締結した二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決めであって、これらの協定又は取決めの締約国間でのみ行われる有害廃棄物及び他の廃棄物の国境を越える移動を規制する目的を有するものを事務局に通告する。この条約のいかなる規定も、これらの協定又は取決めがこの条約により義務付けられる有害廃棄物及び他の廃棄物の環境上適正な処理と両立する限り、これらの協定又は取決めに従って行われる国境を越える移動に影響を及ぼすものではない。

回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定 [C(2001)107/FINAL] (仮訳) (OECD 決定) (抄)

第 II 章

A. 定義

本決定の適用上：

- 1 「廃棄物」とは、他の国際的な協定の適用対象となる放射性物質以外の物質又は物体をいい、
 - (i) 処分作業がされ、又は回収作業が行われているもの
 - 又は、
 - (ii) 処分作業又は回収作業が意図されているもの
 - 又は、
 - (iii) 国内法の規定により、処分作業又は回収作業が義務づけられているものをいう。
- 2 「有害廃棄物」とは、
 - (i) 本決定附属書 1 に掲げるいずれかの分類に属する廃棄物（本決定附属書 2 に掲げるいずれの特性も有しないものを除く。）及び
 - (ii) (i) に規定する廃棄物には該当しないが、輸出国、輸入国又は通過国である OECD 加盟国の国内法令により有害であると定義され又は認められている廃棄物をいう。加盟国は、自国の国内法令以外のものを執行しなければならない義務はない。
- 3 「処分」とは、本決定附属書 5 A に掲げる作業をさす。
- 4 「回収」とは、本決定附属書 5 B に掲げる作業をさす。
- 5 「越境移動」とは、一の OECD 加盟国の管轄にある地域から、他の加盟国の管轄の下にある地域へ移動することをさす。
- 6 「回収施設」とは、輸入国において適用される法の下で、廃棄物を受領し回収作業を実施するために作業している、もしくは作業することが認可されている施設をさす。
- 18 「混合廃棄物」とは、2 種類以上の廃棄物を意図的、又は非意図的に混合した結果生ずる廃棄物をいう。廃棄物の単一の積荷が、2 種類以上の廃棄物から構成され、それらが個別に分けられている場合には、混合廃棄物には当たらない。

B. 一般規定

(2) 規制手続

2 段階の制度により、廃棄物の越境移動に適用される規制が具体化される：

(a) 「緑」級規制手続

緑級規制手続の対象となる廃棄物は、本決定附属書 3 に掲げる廃棄物である。当該

附属書は2つの部分からなる。

- ・第1部：バーゼル条約附属書IXに掲げる廃棄物。この中のいくつかの物は、本決定の目的に合致させるための注釈が適用される。
- ・第2部：本決定附属書6に引用されている基準に照らし、OECD加盟国が緑級規制手続を適用することで合意した追加の廃棄物。

緑級規制手続は、C条に示されている。

(b) 「黄」級規制手続

黄級規制手続の対象となる廃棄物は、本決定附属書4に掲げる廃棄物である。当該附属書は2つの部分からなる。

- ・第1部：バーゼル条約附属書II及びVIIIに掲げる廃棄物。この中のいくつかの物は、本決定の目的に合致させるための注釈が適用される。
- ・第2部：本決定附属書6に引用されている基準に照らし、OECD加盟国が黄級規制制度を適用することで合意した追加の廃棄物。

黄級規制手続は、D条に示されている。

(7) 混合又は変質した廃棄物の発生者

仮りに、二つもしくはそれ以上の廃棄物が混合され、さらに／あるいは物理的もしくは化学的な変質をもたらす作業の対象とされるならば、右作業を行なう者は、この作業の結果生じる新たな廃棄物の発生者とみなされる。

(8) 混合廃棄物に係る手続

本決定前文11項に関し、いずれにも該当しない混合廃棄物については、以下の規制手続が適用される。

- (i) 二つもしくはそれ以上の緑級廃棄物の混合物は、この混合の構成が環境上適正な回収作業を阻害しない場合には、緑級規制手続が適用される。
- (ii) 一つの緑級廃棄物と、相当量の一つの黄級廃棄物、又は、二つもしくはそれ以上の黄級廃棄物との混合物は、その構成が環境上適正な回収作業を阻害しない場合には、黄級規制手続が適用される。

C. 緑級規制手続

緑級規制手続が適用される廃棄物の越境移動は、商取引に通常適用される現行の全ての規制に従う。

緑級規制手続が適用される廃棄物リスト（附属書3）に掲げられているか否かにかかわらず、本決定附属書6の基準を考慮にいれた場合に、黄級廃棄物リストへの記載を相当とするに十分なほど当該廃棄物の危険性を増大させる程度にまで、あるいは、当該廃棄物の環境保全上適正な回収作業を阻害する程度にまで他の物質によって汚染されているものに対しては、緑級規制手続は適用されない。

D. 黄級規制手続

(a) 契約

黄級規制手続が適用される廃棄物の越境移動は、書面による有効な単独のもしくは一連の契約、又は、同一の法的主体により管理されている施設間の契約相当の取決めの条件に基づいてのみ行うことができ、この越境移動は、輸出者に始まり回収施設で終了する。当該契約ないし取決めに関与するすべての者は、しかるべき法的地位を有する。

当該契約書は、

- i) 以下を明確に特定する：個々の種類の廃棄物の発生者、廃棄物及び回収施設に対し法的に支配を有する者及び回収施設。
- ii) 本決定の該当要件が考慮され、かつ、契約の全当事者がこれに拘束されていることを規定する。
- iii) 次の事項について、契約の当事者のうち該当する者が特定されていること。
 - (i) 適用される法令の要件に従い、必要な場合にはD条下記(3)(a)に基づく廃棄物の回収を含む当該廃棄物の代替的管理に対する責任を、契約のどの当事者が負うかが特定されていること、及び、
 - (ii) 事情に応じて、D条下記3(b)に基づく第3国への再輸出に係る通告を行う者が特定されていること。

輸出国あるいは輸入国の権限ある当局の要求に従い、輸出者は当該契約書かその一部の写しを送付する。

上記条項の条件の下で作成された契約書に含まれる情報は、国内法に従って、そこで求められる範囲において極秘扱いされる。

(b) 金銭的保証

国内法又は国際法の要件に従い、輸出者あるいは輸入者は、越境移動及び回収作業に関する取り決めが予定どおり実行できない場合に、代替的な再生利用、処分、あるいはその他の廃棄物の環境上適正な管理を行うための金銭的保証を担保する。

(c) 試験分析のための黄級廃棄物の越境移動

加盟国は、廃棄物の物理化学的特性を評価するため、あるいは、廃棄物の回収作業の適性を決定するための分析試験を行うことが明らかである場合には、その廃棄物の越境移動を黄級規制制度の適用から除外することができる。適用除外される廃棄物の量は、各々の場合において分析を適性に実行するのに必要とする妥当な最低量によって決定されるが、25kg以下でなければならない。分析試料は、適正に梱包及び表示されていなければならない。本決定第II章B条(1)(c)及び(d)で規定されている条件に従う。輸入国あるいは輸出国の権限ある当局が通報を受けることが国内法で求められている場合には、輸出者は、当該分析試料の越境移動について権限ある当局に通報しなければならない。

(2) 黄級規制手続の機能

黄級規制手続の下では、以下の二つのケースに対し手続が用意されている：

ケース 1：回収施設への個別的あるいは包括的な越境移動

ケース 2：事前の同意が与えられている回収施設への越境移動

ケース 1：回収施設への個別的あるいは包括的な越境移動

- (a) 廃棄物の越境移動の開始に先だって、輸出者は、関係国の権限ある当局に対し書面で通告（「個別的通告」）を行う。この通告には本決定附属書 8. A. に記載されているすべての情報が含まれる。輸出国の権限ある当局は、国内法に従って、輸出者に代って本通告を送付することができる。
- (b) D条上記(1)に規定されている契約について、権限ある当局が審査を行うことが国内法で求められている場合、当該審査が適切に実行されるようにするため、通告書類とともに契約書あるいはその一部を送付しなければならない。
- (c) 関係国の権限ある当局は、当該通告書類が完全でない場合、追加的な情報を要求する。輸入国の権限ある当局、及び適用される場合の輸出国の権限ある当局は、上記(a)で言及された不備なき通告を受けると、その通告受領から 3 就業日以内に、輸出者に対し受領通知を送付するとともに他の関係国の権限ある当局に対し写しを送付しなければならない。
- (e) 関係国による反対は、30日という期間内に、輸出者および他の関係国の権限ある当局に対し書面で示されなければならない。
- (f) 何らの反対も示されない場合（黙示の同意）、30日の期間の経過後に越境移動を開始してもよい。黙示の同意は、30日の期間の終了から起算して一暦年以内でその効力を失う。
- (g) 関係国の権限ある当局は、輸入国の権限ある当局の受領通知の発給時点から起算して 30 日に満たぬ期間内であれば、越境移動に反対せず同意することを書面により示すことができる。廃棄物の越境移動は、全ての同意が受領され次第、開始することができる。書面による同意の写しは関係国全ての権限ある当局に送付されるものとする。書面による同意は、同意通知の発給日から起算して一年間を上限として有効である。
- (h) 書面による同意ないし反対は、郵送、デジタル署名入り電子メール、郵送に先立つデジタル署名なし電子メール、もしくは郵送に先立つファックスによって示すことができる。他に特段の規定がない限り、右同意は一暦年の内にその効力を失う。
- (i) 廃棄物の越境移動は、関係国全ての同意（黙示もしくは書面による同意）が有効である期間のみ行うことができる。
- (j) 廃棄物の越境移動には、本決定附属書 8 に記載されている情報を含む移動書類を伴うものとする。
- (k) 回収施設が廃棄物を受領してから 3 日以内に、右回収施設は、輸出者および関係国（輸出国、輸入国及び通過国）の権限ある当局に対し、署名のなされた移動書類の写

しを一通提出しなければならない。通過国で署名のなされた移動書類の写しを受け取ることを望まない国は、OECD事務局にその旨通報する。右回収施設は、移動書類の原本を3年間保管しなければならない。

- (l) 可能な限り早急に、遅くとも廃棄物の回収作業の終了後30日以内、かつ廃棄物を受領してから一暦年以内に、回収施設は、輸出者及び輸出入国の権限ある当局に対し、回収完了証明書を、郵送、デジタル署名入り電子メール、郵送に先立つデジタル署名なし電子メール、もしくは郵送に先立つファックスによって送付しなければならない。
- (m) 本質的に類似した廃棄物（例えば、本質的に類似した物理的及び化学的特性を有するもの）が、定期的に、同一の輸出者から同一の回収施設に送られる場合、関係国の権限ある当局は、当該輸送に関して一年間を上限として一通の「包括的通告」を受理することを選択しうる。この場合、各輸送毎に本決定附属書8に記載されている情報を含む移動書類を伴わなければならない。
- (n) 右受理の撤回は、関係国の権限ある当局から輸出者に対する公的な通知により行なわれる。本規定の下で以前に与えられた越境移動に対する受理を撤回する通知は、当該受理を撤回する国の権限ある当局から、すべての関係国の権限ある当局に対して出される。

ケース2：事前の同意が与えられている回収施設への廃棄物の越境移動

- (a) 輸入国の権限ある当局が管轄下に特定の回収施設を有する場合、特定の回収施設（事前の同意が与えられている回収施設）への特定の種類の廃棄物の越境移動に反対しないことを決定をすることができる。右決定の効力は特定の期間に限定することができ、且つ、いつでも撤回することができる。
- (c) 当該回収施設への廃棄物の越境移動すべてに、ケース1(a)、(b)及び(c)を適用する。
- (d) 輸出国及び通過国の権限ある当局は、その国内法に照らして、7就業日以内に提案された廃棄物の越境移動に反対することができる。この7就業日という期間は、輸入国の権限ある当局による受領通知の発給の時点より起算する。例外として、輸出国の権限ある当局が、その国内法の要件により、必要に応じて輸出者から追加情報を受け取るために7就業日以上必要とする場合には、輸出国の権限ある当局は、輸出者に対し、7就業日以内に追加の時間が必要である旨通報する。この追加の時間は、輸入国の権限ある当局による受領通知の発給の時点より起算して30日以内とする。
- (e) ケース1(e)、(f)及び(g)においては、30日という期間の代わりに7日を適用するが、上記(d)に記載されている場合には30日という期間をそのまま適用する。
- (f) ケース1(h)、(i)、(j)、(k)及び(l)を適用する。
- (g) 包括的通告を受領した場合には、ケース1(m)には、輸送の期間を3年間までとすることができるという例外を適用する。右受理の撤回には、ケース1(n)を適用する。

2. バーゼル法及びその下位法令（抄）

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）

（平成四年十二月十六日 法律第百八号）

（目的）

第一条 この法律は、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「条約」という。）等の的確かつ円滑な実施を確保するため、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分の規制に関する措置を講じ、もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

（定義等）

第二条 この法律において「特定有害廃棄物等」とは、次に掲げる物（船舶の航行に伴い生ずる廃棄物であって政令で定めるもの並びに放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。）をいう。

- 一 条約附属書Ⅳに掲げる処分作業（以下「処分」という。）を行うために輸出され、又は輸入される物であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 条約附属書Ⅰに掲げる物であって、条約附属書Ⅲに掲げる有害な特性のいずれかを有するもの
 - ロ 条約附属書Ⅱに掲げる物
 - ハ 政令で定めるところにより、条約第三条 1 又は 2 の規定により我が国が条約の事務局へ通報した物
 - ニ 条約第三条 3 の規定により条約の事務局から通報された物であって、当該通報に係る地域を仕向地若しくは経由地とする輸出又は当該地域を原産地、船積地域若しくは経由地とする輸入に係るものとして環境省令で定めるもの
- 二 条約第十一条に規定する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決め（以下「条約以外の協定等」という。）に基づきその輸出、輸入、運搬（これに伴う保管を含む。以下同じ。）及び処分について規制を行うことが必要な物であって政令で定めるもの
- 2 この法律において「移動書類」とは、条約附属書Ⅴ B に掲げる事項を記載した条約第四条 7 (C) の移動書類及びこれに類する書類であって条約以外の協定等に規定するものをいう。
- 3 環境大臣は、第一項第一号ニの環境省令を定めようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

（基本的事項の公表）

第三条 経済産業大臣及び環境大臣は、条約及び条約以外の協定等（以下「条約等」という。）

的的確かつ円滑な実施を図るため、次に掲げる事項を定めて公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

- 一 特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分に伴って生ずるおそれのある人の健康又は生活環境に係る被害を防止するための施策の実施に関する基本的な事項
- 二 特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬又は処分の事業を行う者がその事業を適正に行うために配慮しなければならない基本的な事項
- 三 特定有害廃棄物等の発生の抑制及び適正な処分が行われることを確保するために国民が配慮しなければならない基本的な事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分が適正に行われることを確保するための重要な事項

(輸出の承認)

第四条 特定有害廃棄物等を輸出しようとする者は、外国為替及び外国貿易法(昭和二十四年法律第二百二十八号)第四十八条第三項の規定により、輸出の承認を受ける義務を課せられるものとする。

- 2 経済産業大臣は、その輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生ずるおそれのある大気の汚染、水質の汚濁その他の環境の汚染(以下単に「環境の汚染」という。)を防止するため特に必要があるものとして経済産業省令、環境省令で定める地域を仕向地とする経済産業省令、環境省令で定める特定有害廃棄物等の輸出について前項の承認の申請があったときは、その申請書の写しを環境大臣に送付するものとする。
- 3 環境大臣は、前項の規定により申請書の写しの送付があったときは、その申請書に係る特定有害廃棄物等の処分について環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているかどうかを確認し、その結果を経済産業大臣に通知するものとする。
- 4 経済産業大臣は、前項の規定により環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている旨の環境大臣の通知を受けた後でなければ、第一項の輸出の承認をしてはならない。

(輸出移動書類の交付等)

第五条 経済産業大臣は、前条第一項の輸出の承認をしたときは、速やかに、その承認を受けた者に対し、当該特定有害廃棄物等に係る移動書類(以下「輸出移動書類」という。)を交付しなければならない。

- 2 経済産業大臣は、前項の規定により輸出移動書類を交付したときは、当該輸出移動書類の写しを環境大臣に送付するものとする。
- 3 第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、当該輸出移動書類が汚損され、又は失われたときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。この場合において、当該輸出移動書類の交付を受け

た者は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。

- 4 第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、前項後段の規定により輸出移動書類の再交付を受けた場合において、その失われた輸出移動書類を回復するに至ったときは、経済産業省令で定めるところにより、当該輸出移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 5 輸出移動書類の様式は、経済産業省令で定める。

(輸出特定有害廃棄物等の運搬)

第六条 前条第一項の規定により輸出移動書類が交付された特定有害廃棄物等(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条の規定による輸出の許可を受けたものに限る。以下「輸出特定有害廃棄物等」という。)の運搬を行う場合は、当該輸出移動書類を携帯してしなければならない。

- 2 前項の規定により輸出移動書類を携帯して運搬を行う者は、当該輸出移動書類にその輸出特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付その他の経済産業省令、環境省令で定める事項を記載し、かつ、署名しなければならない。
- 3 輸出特定有害廃棄物等の運搬を行う場合は、当該輸出特定有害廃棄物等に係る輸出移動書類に記載された内容に従ってしなければならない。ただし、当該輸出特定有害廃棄物等の運搬について第十四条第一項の規定又は同項ただし書の政令で定める法律の政令で定める規定による命令がされた場合は、この限りでない。

(輸出移動書類に係る届出)

第七条 第五条第一項の規定により輸出移動書類の交付を受けた者は、次に掲げる場合は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、当該輸出移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

- 一 輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等の輸出又は運搬を行わないこととなったとき。
- 二 輸出移動書類に係る輸出特定有害廃棄物等を失ったとき。

(輸入の承認)

第八条 特定有害廃棄物等を輸入しようとする者は、外国為替及び外国貿易法第五十二条の規定により、輸入の承認を受ける義務を課せられるものとする。

- 2 環境大臣は、環境の汚染を防止するため必要があると認めるときは、経済産業大臣が前項の承認を行うに際し、事前に、経済産業大臣に対し、必要な説明を求め、及び意見を述べることができる。

(輸入移動書類の交付等)

第九条 経済産業大臣は、前条第一項の輸入の承認をした場合において、その承認を受けた者から当該特定有害廃棄物等に係る移動書類の提出を受けたときは、当該移動書類が当該特定有害廃棄物等に関し条約第六条1の規定により通告された内容(同条2又は4の規定により条件を付して同意した場合にあっては、その条件を付したもの)と一致することを確認の上、速やかに、その承認を受けた者に対し、その旨を証明する文書(以下「輸入移動書類」という。)を交付しなければならない。

- 2 前項の規定により輸入移動書類の交付を受けた者又は第十一条の規定により輸入移動書類とともに当該輸入移動書類に係る特定有害廃棄物等を譲り受け、若しくはその引渡しを受けた者(以下「輸入移動書類の交付を受けた者等」という。)が当該輸入移動書類を汚損し、又は失ったときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。この場合において、当該輸入移動書類の交付を受けた者等は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣に申請し、その再交付を受けることができる。
- 3 輸入移動書類の交付を受けた者等は、前項後段の規定により輸入移動書類の再交付を受けた場合において、その失った輸入移動書類を回復するに至ったときは、経済産業省令で定めるところにより、当該輸入移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。
- 4 第五条第二項及び第五項の規定は、輸入移動書類について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは、「第九条第一項」と読み替えるものとする。

(輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分)

第十条 前条第一項の規定により輸入移動書類が交付された特定有害廃棄物等(以下「輸入特定有害廃棄物等」という。)の運搬又は処分を行う場合は、当該輸入移動書類を携帯してしなければならない。

- 2 前項の規定により輸入移動書類を携帯して運搬又は処分を行う者は、当該輸入移動書類にその輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けた日付その他の経済産業省令、環境省令で定める事項を記載し、かつ、署名しなければならない。
- 3 輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行う場合は、当該輸入特定有害廃棄物等に係る輸入移動書類に記載された内容に従ってしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - 一 当該輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分について廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)その他輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分の適正な実施が確保されるものとして政令で定める法律の政令で定める規定の適用を受けるとき。
 - 二 当該輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分について第十四条第二項の規定又は同項

ただし書の政令で定める法律の政令で定める規定による命令がされたとき。

- 4 輸入移動書類の交付を受けた者等は、前項第一号に規定する規定により、又は同項第二号に規定する命令に従って、運搬を行う場合において、当該輸入移動書類に記載された内容と異なる運搬を行ったときは、経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出て、その書換えを受けなければならない。
- 5 経済産業大臣は、前項の規定により輸入移動書類の書換えをしたときは、その旨を環境大臣に通知するものとする。

(輸入特定有害廃棄物等の譲渡等)

第十一条 輸入特定有害廃棄物等を譲り渡し、若しくは譲り受け、又は引き渡し、若しくはその引渡しを受ける場合は、当該輸入特定有害廃棄物等に係る輸入移動書類とともにしなければならない。

(輸入移動書類に係る届出)

第十二条 輸入移動書類の交付を受けた者等は、次に掲げる場合は、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、当該輸入移動書類を添付して、遅滞なく、その旨を経済産業大臣及び環境大臣に届け出なければならない。

- 一 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の処分を行ったとき。
 - 二 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行わないこととなったとき。
 - 三 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等を失ったとき。
- 2 輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等が廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項の廃棄物(第十四条第二項において単に「廃棄物」という。)に該当する場合における前項の規定の適用については、同項中「経済産業省令、環境省令」とあるのは「環境省令」と、「経済産業大臣及び環境大臣」とあるのは「環境大臣」とする。

(通知)

第十三条 輸入移動書類に係る処分を行う者は、当該輸入移動書類に係る輸入特定有害廃棄物等の引渡しを受けたとき、及び当該輸入移動書類に記載された内容に従って輸入特定有害廃棄物等の処分を行ったときは、経済産業省令、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を次に掲げる者に通知しなければならない。

- 一 当該輸入特定有害廃棄物等の輸入の相手方
- 二 当該輸入特定有害廃棄物等の原産地、船積地域又は経由地の権限のある当局

(措置命令)

第十四条 経済産業大臣及び環境大臣は、特定有害廃棄物等の輸出又はこれに伴う運搬若しくは処分(以下この項において「特定有害廃棄物等の輸出等」という。)がこの法律の規定又は外国為替及び外国貿易法第四十八条第三項の規定に基づく政令の規定に違反し

た場合その他の特定有害廃棄物等の輸出等が適正に行われない場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため特に必要があると認めるときは、当該特定有害廃棄物等を輸出した者又は輸出された特定有害廃棄物等の運搬を行う者若しくはその排出者等(当該特定有害廃棄物等を排出した者をいい、その者が明らかでない場合にあつては、当該特定有害廃棄物等を所有し、又は管理していた者をいう。以下同じ。)であつて当該特定有害廃棄物等の輸出等が適正に行われないことについてその責めに帰する事由があるものに対し、当該特定有害廃棄物等の回収又は適正な処分のための措置その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。ただし、当該特定有害廃棄物等の輸出等の適正な実施が確保されるものとして政令で定める法律の政令で定める規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

- 2 経済産業大臣及び環境大臣は、特定有害廃棄物等(廃棄物に該当するものを除く。以下この項、次条第二項及び第十六条第二項において同じ。)の輸入、運搬又は処分(以下この項において「特定有害廃棄物等の輸入等」という。)がこの法律の規定又は外国為替及び外国貿易法第五十二条の規定に基づく政令の規定に違反した場合その他の特定有害廃棄物等の輸入等が適正に行われない場合において、人の健康又は生活環境に係る被害を防止するため特に必要があると認めるときは、当該特定有害廃棄物等を輸入した者又は輸入された特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行う者に対し、当該特定有害廃棄物等の適正な処分その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。ただし、当該特定有害廃棄物等の輸入等の適正な実施が確保されるものとして政令で定める法律の政令で定める規定の適用を受ける場合は、この限りでない。

(報告徴収)

第十五条 経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定有害廃棄物等を輸出した者、輸出された特定有害廃棄物等の運搬を行う者又はその排出者等に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、特定有害廃棄物等を輸入した者又は輸入された特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行う者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(立入検査)

第十六条 経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、特定有害廃棄物等を輸出した者、輸出された特定有害廃棄物等の運搬を行う者又はその排出者等の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量に限り当該特定有害廃棄物等を収去させることができる。

- 2 経済産業大臣及び環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、

特定有害廃棄物等を輸入した者又は輸入された特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行う者の事務所その他の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量に限り当該特定有害廃棄物等を収去させることができる。

- 3 前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第一項又は第二項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第十八条 第十四条の規定による命令についての審査請求又は異議申立てに対する裁決又は決定(却下の裁決又は決定を除く。)は、審査請求人又は異議申立人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、公開による意見の聴取を行った後にしなければならない。

- 2 前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。
- 3 意見の聴取に際しては、審査請求人又は異議申立人及び利害関係人に対し、当該事案について証拠を提出し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(罰則)

第二十一条 第十四条の規定による命令に違反した者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十二条 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 第五条第三項前段又は第九条第二項前段の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第六条第一項若しくは第三項、第十条第一項若しくは第三項又は第十一条の規定に違反した者
- 三 第六条第二項又は第十条第二項の規定に違反して、輸出移動書類又は輸入移動書類に、それぞれ第六条第二項に規定する事項若しくは第十条第二項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は署名をせず、若しくは虚偽の署名をした者
- 四 第十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 五 第十六条第一項又は第二項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第二十三条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第四項、第七条、第九条第三項又は第十二条の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は輸出移動書類若しくは輸入移動書類を添付せず、若しくは虚偽の輸出移動書類若しくは虚偽の輸入移動書類を添付した者
- 二 第十条第四項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第十三条の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をした者

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令

(平成五年九月三日 政令第二百八十二号)

(船舶の航行に伴い生ずる廃棄物)

第一条 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める船舶の航行に伴い生ずる廃棄物は、次に掲げる物とする。

- 一 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第二号に規定する油又は同条第五号に規定する有害液体物質等であつて、輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずる不要なもの
- 二 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第三条第六号 に規定する廃棄物であつて、船舶内にある船員その他の者の日常生活に伴い生ずるもの又は輸送活動、漁ろう活動その他の船舶の通常の活動に伴い生ずるもの

(条約以外の協定等に基づき規制を行うことが必要な物)

第二条 法第二条第一項第二号の政令で定める物は、経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要な物として環境省令で定める物とする。

- 2 環境大臣は、前項の環境省令を定めようとするときは、経済産業大臣に協議しなければならない。

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項第一号イに規定する物（規制対象物告示）

（平成十年十一月六日環境庁・厚生省・通商産業省告示第一号）

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項第一号イに規定する有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約(以下「条約」という。)附属書Ⅰに掲げる物であって、条約附属書Ⅲに掲げる有害な特性のいずれかを有するものは、別表第一に掲げる物のいずれにも該当しない物であって、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 別表第二に掲げる物
- 二 別表第三に掲げる物

別表第一

一	金属(金属化合物を含む。第十一号イ及び別表第二の一の項の第六号を除き、以下同じ。)又は金属を含む物であって次に掲げるもの 十一 電気部品又は電子部品であって次に掲げるもの イ 金属のみから成る電子部品 ロ プリント配線板その他の電気部品又は電子部品のくずであって次に掲げるもの(第四号に掲げるものを除く。) (1) 別表第二の一の項の第十六号若しくは第十七号に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、ブラウン管その他これに類するガラス又はコンデンサ(PCBを含むものに限る。)を構成部品として含まない物 (2) 別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれにも該当しない物 ハ プリント配線板、電子機器の構成部品、電線その他の電気部品又は電子部品のくずであって、直接再使用すること(修理又は改良を行うことにより再使用することを含み、大規模な再組立てを行うことにより再使用することを除く。)が予定されたもの	B一一一〇
備考		
1 この表に掲げる物には、別表第三に掲げる物のいずれかが付着し、又は混入したことにより、別表第三に掲げる物のいずれかに該当することとなった物を含まないものとする。 2 下欄に掲げるものは、条約附属書Ⅸの番号である		

別表第二

一	金属又は金属を含む物であって次に掲げるもの 十六 鉛蓄電池(破碎されているか否かを問わない。) 十七 分別されていない電池(別表第一の一の項の第九号に掲げる電池のみの混合物を除く。)又は同号に掲げられていない電池であって別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれかに該当するもの	A一一六〇 A一一七〇
---	--	----------------

	<p>十八 電気部品又は電子部品のくずであって次に掲げるもの(別表第一の一の項の第四号に掲げるものを除く。)</p> <p>イ 第十六号若しくは第十七号に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、ブラウン管その他これに類するガラス又はコンデンサ(PCBを含むものに限る。)を構成部品として含む物</p> <p>ロ 別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれかに該当する物</p>	A一八〇
二	<p>金属又は金属を含む物であって次に掲げるもの</p> <p>六 石炭火力発電所から生ずる飛灰であって、別表第三第十七号から第四十一号までに掲げる物のいずれかに該当するもの</p>	A二〇六〇
<p>備考</p> <p>1 この表に掲げる物には、別表第三に掲げる物のいずれにも該当しない物を含まないものとする。</p> <p>2 下欄に掲げるものは、条約附属書VIIIの番号である。</p>		

別表第三

二十九 鉛又は鉛化合物を含む物であって次に掲げるもの

- イ 鉛、アジ化鉛、亜砒酸鉛、一酸化鉛、塩化鉛、塩基性珪酸鉛、過塩素酸鉛、クロム酸鉛、珪酸鉛、酢酸鉛、三塩基性硫酸鉛、シアナミド鉛、四アルキル鉛、シアン化鉛、四酸化三鉛、硝酸鉛、水酸化鉛、スチフニン酸鉛、ステアリン酸鉛、炭酸鉛、ナフテン酸鉛、鉛酸カルシウム、二塩基性亜硫酸鉛、二塩基性亜磷酸鉛、二塩基性ステアリン酸鉛、二塩基性フタル酸鉛、二酸化鉛、砒酸鉛、ふっ化鉛、ほう酸鉛、ほうふっ化鉛、ホスホン酸水素鉛、メタンスルホン酸鉛、よう化鉛、硫酸鉛又は硫酸モリブデン酸クロム酸鉛を〇・一重量パーセント以上含む物
- ロ イに掲げる鉛化合物以外の鉛化合物を含む物
- ハ 条約附属書IVのD 1からD 4まで又はR 2に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの
- (1) 固形状であって、土壤環境基準告示別表の環境上の条件(鉛に係るものに限る。)に適合しない物
- (2) 液状であって、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件(鉛及びその化合物に係るものに限る。)に該当する物
- ニ ハに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって次に掲げるもの
- (1) 固形状であって、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準(鉛又はその化合物に係るものに限る。)に適合しない物
- (2) 液状であって、排水基準令別表第一に掲げる基準(鉛及びその化合物に係るものに限る。)に適合しない物

(本資料のための注：別表第三には、有害性を有する重金属、有機化合物等の名称及び裾切り値が、約 1600 物質について列記されている)

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第四条第二項の地域及び特定有害廃棄物等を定める省令（仕向地省令）

（平成二十四年八月二日経済産業省・環境省令第八号）

（経済産業省令、環境省令で定める地域）

第一条 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「法」という。）第四条第二項の経済産業省令、環境省令で定める地域は、別表中欄に掲げる地域とする。

（経済産業省令、環境省令で定める特定有害廃棄物等）

第二条 法第四条第二項の経済産業省令、環境省令で定める特定有害廃棄物等は、別表中欄に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる特定有害廃棄物等とする。

別表

	地域	特定有害廃棄物等
一	経済協力開発機構の我が国以外の加盟国	有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約附属書I V Aに掲げる作業を行うために輸出される特定有害廃棄物等
二	前項の中欄に掲げる地域以外の地域	すべての特定有害廃棄物等

経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要な物を定める省令（仕向地省令）

（平成五年十月七日 総理府・厚生省・通商産業省令第一号）

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律施行令第二条第一項に規定する、経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定（以下「理事会決定」という。）に基づき我が国が規制を行うことが必要な物は、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「条約」という。）附属書IV Bに掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であって、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 別表第一に掲げる物又はそのいずれかを含む物
- 二 前号に掲げる物及び別表第二に掲げる物のいずれにも該当しない物であって、条約附属書IIIに掲げる有害な特性のいずれかを有するもの

別表第一

一	条約附属書II及びVIIIに掲げる物（次に掲げる物を除く。） 一 条約附属書VIIIのA一八〇に掲げる物 二 条約附属書VIIIのA二〇六〇に掲げる物	
二	金属を含む物であって次に掲げるもの 一 灰、残滓、スラグ、ドロス、スキミング、スケール、ダスト、粉、汚泥及びケーキ（以下「灰等」という。）であって鉄鋼の製造に伴い生ずるもの（別表第二に掲げるものを除く。） 二 バナジウム又はバナジウム化合物を含む灰等 三 マグネシウムのくず（可燃性若しくは自然発火性のもの又は水と作用して引火性のガスを発生するものに限る。）	AA〇一〇 AA〇六〇 AA一九〇
三	無機物を主成分とし、金属又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げるもの 一 金属の表面処理（シアン化合物を使用する場合を除く。）に伴い生ずる物 二 鋳物砂 三 無機ハロゲン化合物 四 ブラスト砂 五 排煙脱硫石こう（精製されていないものに限る。）	AB〇三〇 AB〇七〇 AB一二〇 AB一三〇 AB一五〇
四	有機物を主成分とし、金属又は無機物を含むおそれのある物であって次に掲げるもの 一 アスファルト（別表第二に掲げるものを除く。）	AC〇二〇

	二 水圧液体 三 ブレーキ用液体 四 不凍液 五 クロロフルオロカーボン類 六 ハロン類 七 コルク及び木材であって化学処理されたもの 八 界面活性剤 九 豚のふん尿 十 下水汚泥	AC〇六〇 AC〇七〇 AC〇八〇 AC一五〇 AC一六〇 AC一七〇 AC二五〇 AC二六〇 AC二七〇
五	無機物又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げるもの 一 複写用又は写真用の化学品又は材料の製造、調合又は使用に伴い生ずる物 二 プラスチックの表面処理（シアン化合物を使用する場合を除く。）から生ずる物 三 イオン交換樹脂 四 污水处理施設のろ材として使用された物（人工的に合成されたものを除く。）	AD〇九〇 AD一〇〇 AD一二〇 AD一五〇
六	セラミックファイバー（性状が石綿に類似したものに限る。）	RB〇二〇
備考 二から六までの項の下欄に掲げるものは、理事会決定附属書4の番号である。		

別表第二

一	条約附属書IXに掲げる物（次に掲げる物を除く。） 一 条約附属書IXのB一一〇〇に掲げる物（銅の処理又は製錬を更に行うための工 程から生ずるスラグに限る。） 二 条約附属書IXのB一一一〇に掲げる物 三 条約附属書IXのB二〇五〇に掲げる物	
二	クロム（合金であるものを含む。）のくず	GA三〇〇
三	貴金属又は銅の高度製錬に伴い生ずるスラグであって金属を含むもの	GB〇四〇

四	<p>金属を含む物であって次に掲げるもの</p> <p>一 金属のみから成る電気部品</p> <p>二 プリント配線基盤、電子部品、電線その他の電子スクラップ及び規格外の電子部品であって卑金属又は貴金属の回収に適したもの</p> <p>三 解体される船舶及び海上浮体構造物（貨物及び船舶の運行に伴い生ずる物を除去したものに限る。）</p> <p>四 廃自動車（液状の物を除去したものに限る。）</p> <p>五 使用済みの流動触媒（液体を除く。）（例えば、酸化アルミニウム、ゼオライト）</p> <p>六 飛散性を有する金属のくずであって次に掲げるもの</p> <p>イ モリブデン（合金であるものを含む。）のくず</p> <p>ロ タングステン（合金であるものを含む。）のくず</p> <p>ハ タantal（合金であるものを含む。）のくず</p> <p>ニ チタン（合金であるものを含む。）のくず</p> <p>ホ ニオブ（合金であるものを含む。）のくず</p> <p>ヘ レニウム（合金であるものを含む。）のくず</p>	<p>GC〇一〇</p> <p>GC〇二〇</p> <p>GC〇三〇</p> <p>GC〇四〇</p> <p>GC〇五〇</p> <p>GC〇九〇</p> <p>GC一〇〇</p> <p>GC一一〇</p> <p>GC一二〇</p> <p>GC一三〇</p> <p>GC一四〇</p>
五	ガラスファイバー（別表第一に掲げるものを除く。）	GE〇二〇
六	成形後焼成されている陶磁器のくず（セラミック製の容器を含み、使用前であるか否かを問わない。）	GF〇一〇
七	<p>無機物を主成分とし、金属又は有機物を含むおそれのある物であって次に掲げるもの</p> <p>一 燃え殻及びスラグトップから排出されるスラグ（石炭火力発電所から生ずるものに限る。）</p> <p>二 石炭火力発電所から生ずる飛灰</p> <p>三 道路の建設又は修繕に伴い生ずるアスファルトであって、タールを含まないもの</p>	<p>GG〇三〇</p> <p>GG〇四〇</p> <p>GG一六〇</p>
八	塩化ビニルの重合体のくず	GH〇一三
九	じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物	GJ一四〇
十	食品加工業において生ずる動物性又は植物性の食用油脂（例えば、揚げ油）	GM一四〇
十一	<p>なめし処理、皮革加工又は皮革利用から生ずる物であって次に掲げるもの</p> <p>一 豚毛、いのししの毛、あなぐまの毛その他ブラシ製造用の獣毛のくず</p> <p>二 馬毛のくず（支持物を使用することなく又は支持物を使用して層状にしてあるか否かを問わない。）</p> <p>三 羽毛皮その他の羽毛付きの鳥の部分、羽毛及びその部分（加工していないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限るものとし、縁を整えてあるか否かを問わない。）</p>	<p>GN〇一〇</p> <p>GN〇二〇</p> <p>GN〇三〇</p>

	並びに鳥の綿毛（加工していないもの及び単に清浄にし、消毒し又は保存のために処理したものに限る。）	
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一の項に掲げる物のうち、条約附属書IXのB一〇二〇中「塊状のもの」とあるのは「塊状のもの（飛散性を有しない金属のくずを含む。）」と、B三〇一〇中「次のいずれかのふっ化重化合物」とあるのは「ふっ化エチレン重化合物及び共重化合物（P T F E）その他次のいずれかのふっ化重化合物」と読み替えるものとする。 2 二の項、五の項及び六の項に掲げる物については飛散性を有するものを除く。 3 二から十一までの項の下欄に掲げるものは、理事会決定附属書3の番号である。 4 この表に掲げる物には、条約附属書Iに掲げる物のいずれかが付着し、又は混入したことにより、条約附属書IIIに掲げる特性を有することとなった物を含まないものとする。 		

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第三条の規定に基づく同条第一号から第四号までに掲げる事項

(平成五年十月七日環・厚・通告一)

近年、有害廃棄物等が国境を越えて輸出入され、不適正な処分が行われ、人の健康及び生活環境に影響をもたらす事例が多発し、国際的な問題となっている。

このため、有害廃棄物等の越境移動に伴う環境汚染問題への対応策が国際的に検討され、その結果、平成元年三月に有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「条約」という。）が採択された。

本事項は、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（以下「法」という。）第三条の規定に基づき、条約及び条約第十一条に規定する二国間の、多数国間の又は地域的な協定又は取決めの的確かつ円滑な実施を図るため、必要な事項を定めるものである。

第一 特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分に伴って生ずるおそれのある人の健康又は生活環境に係る被害を防止するための施策の実施に関する基本的な事項

1 輸出及び輸入の最小化

国は、特定有害廃棄物等の発生を可能な限り抑制するとともに、発生した特定有害廃棄物等の国内における有効利用及び適正な処分等を推進すること等により、特定有害廃棄物等の輸出及び輸入の最小化に努めること。

2 環境の保全上適正な輸出及び輸入

(1) 次に定めるところに適合しない特定有害廃棄物等の輸出及び輸入（経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定（以下「理事会決定」という。）に基づき規制を行うことが必要なものを除く。）は、条約の定めるところにより、環境の保全上適正なものとは認められないこと。

イ 特定有害廃棄物等の輸出については、

- ① 次のいずれかの場合に該当すること。
 - ㉟ 輸出される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法で処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しない場合
 - ㊱ 輸出される特定有害廃棄物等が輸入国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合
 - ㊲ 輸出される特定有害廃棄物等の輸出、輸入、運搬及び処分が条約の締約国（以下「締約国」という。）全体として条約第四条9㉟に基づき決定する基準に従って行われる場合
- ② 非締約国への輸出ではないこと。
- ③ 南緯六十度以南の地域への輸出ではないこと。
- ④ 輸入国が輸入を禁止している特定有害廃棄物等の輸出ではないこと。
- ⑤ 輸出について輸入国及び締約国である通過国から書面による同意を得ていること。ただし、締約国である通過国からの同意に関しては、当該通過国が同意を義務付けない場合において当該通過国が通告を受領した日から六十日以内に我が国が当該通過国の回答を受領しないときは、この限りではないこと。
- ⑥ 輸出される特定有害廃棄物等について環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約が輸出者と処分者の間で締結されている旨の確認が輸入国から得られていること。
- ⑦ 運搬者及び処分者が特定有害廃棄物等を環境の保全上適正に運搬及び処分す

る能力を有しており、かつ、我が国において環境の保全上の観点から求められる水準及び条約第四条2⑨に基づき締約国会議において決定される環境の保全上の基準を下回らない方法で運搬及び処分されることが確実に認められること。

- ⑧ 輸入国又は締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入、運搬又は処分について保険、供託金その他の保証を義務付けている場合には必要な措置が講じられていること又は輸出者、運搬者及び処分者が特定有害廃棄物等の輸出、運搬及び処分を確実に実施するに足る経理的基礎及び技術的能力を有すること。
- ⑨ その他条約の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。
- ロ 特定有害廃棄物等の輸入については、
 - ① 非締約国からの輸入ではないこと。
 - ② 輸入の承認に先立ち、当該特定有害廃棄物等の輸入に係る通告が我が国において受領されていること。
 - ③ 輸入される特定有害廃棄物等について環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約が輸出者と処分者の間で締結されていること。
 - ④ その他条約の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。
- (2) 次に定めるところに適合しない特定有害廃棄物等の輸出及び輸入（理事会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要なものに限る。）は、理事会決定の定めるところにより、環境の保全上適正なものとは認められないこと。
- イ 特定有害廃棄物等の輸出については、
 - ① 輸出について輸入国及び経済協力開発機構の加盟国（以下「加盟国」という。）である通過国から書面による同意を得ていること。ただし、理事会決定附属書1のIVの規定に基づき我が国が規制を行う特定有害廃棄物等の輸出については、輸入国が我が国に対して行う通告の受領通知の発給の時点から起算して三十日以内に輸入国及び加盟国である通過国の権限のある当局からの回答が無いことをもって同意がなされたものとみなすこと。
 - ② 輸出者、運搬者、輸入者及び処分者の間の書面による契約、又は特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあつては当該事業場間に契約に相当する取決めが存在すること。当該契約等には、輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。
 - ③ その他理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。
- ロ 特定有害廃棄物等の輸入については、
 - ① 輸出者、運搬者、輸入者及び処分者の間の書面による契約、又は特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあつては当該事業場間に契約に相当する取決めが存在すること。当該契約等には、輸入される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。
 - ② 輸入承認に先立ち、当該特定有害廃棄物等の輸入に係る通告が我が国において受領されていること。
 - ③ その他理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

3. 廃棄物処理法及びその下位法令（抄）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抄）

（昭和四十五年十二月二十五日 法律第百三十七号）

（目的）

第一条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

2 この法律において「一般廃棄物」とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。

4 この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物をいう。

- 一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物
- 二 輸入された廃棄物（前号に掲げる廃棄物、船舶及び航空機の航行に伴い生ずる廃棄物（政令で定めるものに限る。第十五条の四の五第一項において「航行廃棄物」という。）並びに本邦に入国する者が携帯する廃棄物（政令で定めるものに限る。同項において「携帯廃棄物」という。）を除く。）

（国内の処理等の原則）

第二条の二 国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理されなければならない。

2 国外において生じた廃棄物は、その輸入により国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないように、その輸入が抑制されなければならない。

第五節 一般廃棄物の輸出

第十条 一般廃棄物を輸出しようとする者は、その一般廃棄物の輸出が次の各号に該当するものであることについて、環境大臣の確認を受けなければならない。

- 一 国内におけるその一般廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、国内においては適正に処理されることが困難であると認められる一般廃棄物の輸出であること。
- 二 前号に規定する一般廃棄物以外の一般廃棄物にあつては、国内における一般廃棄物の適正な処理に支障を及ぼさないものとして環境省令で定める基準に適合する一般

廃棄物の輸出であること。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（抜粋）

（昭和四十六年九月二十三日 厚生省令第三十五号）

（一般廃棄物の輸出に係る基準）

第六条の二十五 法第十条第一項第二号の規定による環境省令で定める基準は、当該一般廃棄物が輸出の相手国において再生利用されることが確実に認められることとする。

- 三 その輸出に係る一般廃棄物が一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）を下回らない方法により処理されることが確実に認められること。
- 四 申請者が次のいずれかに該当する者であること。
 - イ 市町村
 - ロ その他環境省令で定める者

（輸入の許可）

- 第十五条の四の五** 廃棄物（航行廃棄物及び携帯廃棄物を除く。第三項において同じ。）を輸入しようとする者は、環境大臣の許可を受けなければならない。
- 2 前項の規定は、国その他の環境省令で定める者には、適用しない。
 - 3 環境大臣は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
 - 一 その輸入に係る廃棄物（以下「国外廃棄物」という。）が国内におけるその国外廃棄物の処理に関する設備及び技術に照らし、国内において適正に処理されると認められるものであること。
 - 二 申請者がその国外廃棄物を自ら又は他人に委託して適正に処理することができることと認められること。
 - 三 申請者がその国外廃棄物の処分を他人に委託して行おうとする者である場合にあつては、その国外廃棄物を国内において処分することにつき相当の理由があると認められること。
 - 4 第一項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

（準用）

- 第十五条の四の七** 第十条の規定は、産業廃棄物を輸出しようとする者について準用する。この場合において、同条第一項第四号中「市町村」とあるのは、「事業者（自らその産業廃棄物を輸出するものに限る。）」と読み替えるほか、同条の規定に関し必要な技術的読

替えは、政令で定める。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（抜粋）

（昭和四十六年九月二十三日 政令第三百号）

（産業廃棄物の輸出の確認に関する読替え）

第七条の八 法第十五条の四の七第一項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十条第一項	一般廃棄物	産業廃棄物
	一般廃棄物処理基準	産業廃棄物処理基準
	特別管理一般廃棄物	特別管理産業廃棄物
	特別管理一般廃棄物処理基準	特別管理産業廃棄物処理基準
第十条第二項	一般廃棄物	産業廃棄物

（報告の徴収）

第十八条

2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第九条の八第一項若しくは第十五条の四の二第一項の認定を受けた者（次条第二項において「再生利用認定業者」という。）、第九条の九第一項若しくは第十五条の四の三第一項の認定を受けた者（次条第二項において「広域的処理認定業者」という。）若しくは第九条の十第一項若しくは第十五条の四の四第一項の認定を受けた者（次条第二項及び第十九条の三において「無害化処理認定業者」という。）又は国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物を輸入しようとする者若しくは輸入した者若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を輸出しようとする者若しくは輸出した者に対し、当該認定に係る収集、運搬若しくは処分若しくは当該認定に係る施設の構造若しくは維持管理又は国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物の輸入若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の輸出に関し、必要な報告を求めることができる。

（立入検査）

第十九条

2 環境大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、再生利用認定業者、広域的処理認定業者若しくは無害化処理認定業者の事務所、事業場、車両、船舶その他の場所若しくは第九条の八第一項若しくは第十五条の四の二第一項、第九条の九第一項

若しくは第十五条の四の三第一項若しくは第九条の十第一項若しくは第十五条の四の四第一項の認定に係る施設のある土地若しくは建物若しくは国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物を輸入しようとする者若しくは輸入した者若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を輸出しようとする者若しくは輸出した者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、当該認定に係る収集、運搬若しくは処分若しくは当該認定に係る施設の構造若しくは維持管理若しくは国外廃棄物若しくは国外廃棄物であることの疑いのある物の輸入若しくは廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の輸出に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

第五章 罰則

第二十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十二 第十条第一項（第十五条の四の七第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物を輸出した者

2 前項第十二号、第十四号及び第十五号の罪の未遂は、罰する。

第二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 第十五条の四の五第一項の規定に違反して、国外廃棄物を輸入した者

五 第十五条の四の五第四項の規定により許可に付せられた条件に違反した者

第二十七条 第二十五条第一項第十二号の罪を犯す目的でその予備をした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

六 第十八条の規定による報告（情報処理センターに係るものを除く。以下この号において同じ。）をせず、又は虚偽の報告をした者

第三十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十五条第一項第一号から第四号まで、第十二号、第十四号若しくは第十五号又は第二項 三億円以下の罰金刑

二 第二十五条第一項（前号の場合を除く。）、第二十六条、第二十七条、第二十八条第二号、第二十九条又は第三十条 各本条の罰金刑

4. 外為法その下位法令（抄）

外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年十二月一日 法律第二百二十八号）

（目的）

第一条 この法律は、外国為替、外国貿易その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対し必要最小限の管理又は調整を行うことにより、対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もって国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（輸出の許可等）

第四十八条

3 経済産業大臣は、前二項に定める場合のほか、特定の種類の若しくは特定の地域を仕向地とする貨物を輸出しようとする者又は特定の取引により貨物を輸出しようとする者に対し、国際収支の均衡の維持のため、外国貿易及び国民経済の健全な発展のため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するために必要な範囲内で、政令を定めるところにより、承認を受ける義務を課することができる。

（輸入の承認）

第五十二条 外国貿易及び国民経済の健全な発展を図るため、我が国が締結した条約その他の国際約束を誠実に履行するため、国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、又は第十条第一項の閣議決定を実施するため、貨物を輸入しようとする者は、政令で定めるところにより、輸入の承認を受ける義務を課せられることがある。

（罰則）

第六十九条の七 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該違反行為の目的物の価格の五倍が五百万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

四 第四十八条第三項の規定に基づく命令の規定による承認を受けないで貨物の輸出をした者

五 第五十二条の規定に基づく命令の規定による承認を受けないで貨物の輸入をした者

輸出貿易管理令（昭和二十四年十二月一日 政令第三百七十八号）

（輸出の承認）

第二条 次の各号のいずれかに該当する貨物の輸出をしようとする者は、経済産業省の承認を受けなければならない。

- 一 別表第二中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出

（税関の確認等）

第五条 税関は、経済産業大臣の指示に従い、貨物を輸出しようとする者が法第四十八条第一項の規定による許可若しくは第二条第一項の規定による承認を受けていること又は当該許可若しくは承認を受けることを要しないことを確認しなければならない。

別表第二（第二条、第四条、第十一条関係）

三五の二	（一） 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第百八号）第二条第一項に規定する特定有害廃棄物等	全地域（南緯六十度線以北の公海を除く。）
	（二） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物（（一）に掲げるものを除く。）	

輸入貿易管理令（昭和二十四年十二月二十九日 政令第四百十四号）

（輸入に関する事項の公表）

第三条 経済産業大臣は、輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項を定め、これを公表する。ただし、経済産業大臣が適当でないと認める事項の公表については、この限りでない。

2 経済産業大臣は、前項の規定により輸入割当てを受けるべき貨物の品目を定めるには、あらかじめ、当該貨物についての主務大臣の同意を得なければならない。

（輸入の承認）

第四条 貨物を輸入しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、経済産業省令で定める手続に従い、経済産業大臣の承認を受けなければならない。

二 当該貨物の品目について、貨物の原産地又は船積地域が前条第一項の規定により公表された場合において、その原産地を原産地とする貨物を輸入し、又はその船積地域から貨物を輸入しようとするとき。

（税関の確認等）

第十五条 税関は、経済産業大臣の指示に従い、通関に際し、貨物を輸入しようとする者が輸入の承認を受けていること又はこれを受けることを要しないことを確認しなければならない。

特定有害廃棄物等の輸入の承認について（経済産業省通達）

輸入注意事項 19 第 11 号（19.3.6）、
最終改正：輸入注意事項 27 第 10 号（27.9.1）

1 対象品目

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 108 号）第 2 条第 1 項に規定する特定有害廃棄物等。

なお、特定有害廃棄物等の具体的範囲については、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第 2 条第 1 項第一号イに規定する者（平成 10 年環境庁・厚生省・通商産業省告示第 1 号）、有害廃棄物等の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（平成 5 年条約第 7 号。以下「条約」という。）附属書Ⅱ及び経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要な物を定める省令（平成 13 年環境省令第 41 号。以下「OECD 省令」という。）を参照のこと。

4 輸入承認基準

(1) OECD 加盟国からの輸入の場合（OECD 省令に掲げる物に限る。）

上記 1 に規定する物(OECD 省令に掲げる物に限る。)の輸入であって OECD 加盟国を輸出国とする輸入の承認は以下の①から③のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。

なお、廃掃法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物であって、同法第 15 条の 4 の 5 の規定による環境大臣の輸入の許可を受ける必要のあるものについては、当該輸入の許可を受けていることを併せて確認する。

- ① 当該特定有害廃棄物等の輸入に係る事前通告が我が国において受領されており、その内容が輸入承認申請の内容と一致していること。
- ② 輸入される特定有害廃棄物等について、次の事項を満たしていること。
 - (イ) 当該特定有害廃棄物等の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸出者及び処分者の間の書面による契約、又は当該特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあつては当該事業場間に契約に相当する取決めが存在すること（当該契約等には、輸入される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）
 - (ロ) 国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあつては、当該許可等を受けていること（例：火取法上の火薬類に該当する場合は、火取法第 19 条に基づく運搬証明書の交付を受けていること。毒劇法上の薬物・劇物に該当する場合は、毒劇法第 4 条に基づく毒物・劇物の輸入業の登録を受けていること。）
 - (ハ) その他必要な事項に適合していること。

- ③ その他経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

(2) OECD 非加盟国からの輸入又は OECD 加盟国からの輸入であって OECD 省令に該当しないものの輸入の場合

上記 1 に規定する物（(1) に該当する場合を除く。）の輸入の承認は、以下の①から④のいずれにも該当する場合に限り行うものとする。

なお、廃掃法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物であって、同法第 15 条の 4 の 5 の規定による環境大臣の輸入許可を受ける必要のあるものについては、当該輸入の許可を受けていることを併せて確認する。

- ① 条約の非締約国からの輸入ではないこと。
- ② 当該特定有害廃棄物の輸入に係る事前通告が我が国において受理されており、その内容が輸入承認申請の内容と一致していること。
- ③ 輸入される特定有害廃棄物等について環境の保全上適正な運搬及び処分が行われないと信ずるに足りる理由がないものとして、次の事項を満たしていること。
- (イ) 環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した契約が輸出者と処分者の間で締結されていること。
- (ロ) 国内諸法令に基づく許可等が必要な場合にあつては、当該許可等を受けていること（例：火薬類取締法(以下「火取法」という。)上の火薬類に該当する場合は、火取法第 19 条に基づく運搬証明書の交付を受けていること。毒物及び劇物取締法(以下「毒劇法」という。)上の毒物・劇物に該当する場合は、毒劇法第 4 条に基づく毒物・劇物の輸入業の登録を受けていること。)
- (ハ) その他必要な事項に適合していること。
- ④ その他条約の適確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

特定有害廃棄物等の輸出承認について（経済産業省通達）

輸出注意事項 5 第 4 1 号(5.12.14)

最終改正：輸出注意事項 2 7 第 2 0 号(27.9. 1)

1 対象品目

特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成 4 年法律第 1 0 8 号）第 2 条第 1 項に規定する特定有害廃棄物等。

なお、特定有害廃棄物等の具体的範囲については、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第 2 条第 1 項第一号イに規定する者（平成 1 0 年環境庁・厚生省・通商産業省告示第 1 号）、有害廃棄物等の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（平成 5 年条約第 7 号。以下「条約」という。）附属書 II 及び経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規制に関する理事会決定に基づき我が国が規制を行うことが必要な物を定める省令（平成 1 3 年環境省令第 4 1 号。以下「OECD 省令」という。）を参照のこと。

4 輸出の承認

(1) 上記 2 に規定する貨物（OECD 省令に掲げる物に限る。）の OECD 加盟国向けの輸出承認は、当該申請が上記 3 に従って行われたものであることを確認し、当該適用品目の輸出が次の①から③までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記 3（2）の①共通事項ホに該当するもの）については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

① 特定有害廃棄物等の輸出について輸入国及び OECD 加盟国である通過国からの書面による同意を得ていること。

ただし、OECD 省令第 2 号に掲げる物の輸出に関しては、輸入国が我が国に対して行う通告の受領通知の発給の時点から起算して 3 0 日以内に輸入国及び OECD 加盟国である通過国の権限のある当局からの回答が無いことをもって同意がなされたものとみなす。

② 当該特定有害廃棄物等の運搬及び処分について、申請者、運搬者、輸入者及び処分者との間の書面による契約、又は特定有害廃棄物等が一の法人等により管理されている事業場の間で運搬される場合にあっては当該事業場間に契約に相当する取決めが存在すること。（当該契約等には、輸出される特定有害廃棄物等の運搬又は処分を契約等の内容に従って完了することができない場合において代替的に運搬又は処分を行う者及び費用負担に関する事項が含まれていること。）

- ③ その他経済協力開発機構の回収作業が行われる廃棄物の国境を越える移動の規則に関する理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること。

(2) 上記2に規定する貨物の OECD 非加盟国向け又は OECD 加盟国向けであって OECD 省令に該当しないものの輸出の承認は、当該申請が上記3に従って行われたものであることを確認し、当該適用品目の輸出が次の①から⑨までに該当する場合に限り、行うものとする。

また、適用品目のうち廃掃法第2条第1項に規定する廃棄物であって、環境大臣による輸出の確認を受ける必要のあるもの（上記3（2）の①共通事項ホに該当するもの）については同法に基づく環境大臣による輸出の確認を受けていることを併せて確認するものとする。

① 次のいずれかに該当すること。

イ 輸出される特定有害廃棄物等を環境の保全上適正かつ効率的な方法により処分するための技術上の能力及び必要な施設、処分能力又は適当な処分場所を我が国が有しない場合。

ロ 輸出される特定有害廃棄物等が輸入国において再生利用産業又は回収産業のための原材料として必要とされている場合。

② 条約の非締約国への輸出でないこと。

③ 南緯60度以南の地域における処分のための輸出でないこと。

④ 輸入国が輸入を禁止している特定有害廃棄物等の輸出でないこと。

⑤ 輸出について輸入国及び条約の締約国である通過国から書面による同意を得ていること。ただし、条約の締約国である通過国からの同意に関しては、当該通過国が同意を義務付けない場合において当該通過国が通告を受領した日から60日以内に我が国が当該通過国の回答を受領しないときはこの限りでない。

⑥ 輸出される特定有害廃棄物等について環境保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記した輸出者と処分者との間の契約の存在につき我が国が輸入国から確認を得ていること。

⑦ 輸入国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入又は運搬について保険、供託金若しくはその他の保証を義務付けている場合には必要な措置を講じていること。輸入国又は条約の締約国である通過国が当該保証を義務付けない場合にあっては、申請者が特定有害廃棄物等の再輸入又は代替措置を確実に実施する経理的能力を有していること。

⑧ 環境大臣から環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられていることを確認した旨の通知を受けていること。

⑨ その他条約の的確かつ円滑な実施のために必要な事項を満たしていること。